条	船舶救命設備規則	解 説
	第2章 救命設備の要件	第2章 救命設備の要件
	第1節 通則	第1節 通則
	(1.1501)	
m - m	(材料)	5.0
第5条	救命設備は、適正な材料で作られたものでなければならない。	6.0(a) 必要な事項については、各設備の項で定める。
	(T l/e \	7.0
第6条	(工作) 救命設備は、適正な工作方法により作られたものでなければならない。	
- 第 0 未	(保護措置)	
第6条	電気を利用する救命設備は、回路が短絡した場合においても、損傷を受けず、かつ、使用者に危険を及ぼさな	
$\mathcal{O}_{\mathcal{L}}$	いような措置が講じられているものでなければならない。	
1,7 1	(点検等)	
第7条	救命設備は、容易に点検及び保守ができるものでなければならない。	
214 - 214	第1節の2 救命器具	第1節の2 救命器具
	第1款 救命艇	第1款 救命艇
		(A) 救命艇の材料については、次に掲げるところによること。
	(部分閉囲型救命艇)	(1) 海水、油等により影響を受けないものであること。
第8条	部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(2) 太陽にさらされても品質に影響を受けないものであること。
	1 摂氏零下30度から摂氏65度までの範囲の温度を通じて積付けに耐えられるものであること。	
	2 水中で摂氏零下1度から摂氏30度までの範囲の温度を通じて作動するものであること。	(部分閉囲型救命艇)
	3 波浪中において確実に作動するものであること。	8.0(a) 第 4 号の「非常に見やすい色」については、マンセル表示による HVC 値が
	4 外部は、非常に見やすい色であること。	8.1R5.0/10.0R6.0/13.0 までを標準とする。
	5 艇体は、固型であり、かつ、難燃性を有すること。	(b) 金属又は JIS K6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」耐熱性(5.24)の試験方法 (A
	6 海上において十分な復原性並びに人員及び艤装品を満載した場合に十分なフリーボードを有する形状及び寸	法)により試験を行い燃焼時間が 180 秒以内、燃焼距離が 25mm 以下の材料により作られた
	法比のものであること。	ものにあっては、第5号の「難燃性を有する」と認めて差し支えない。
	7 穏やかな水面において、人員及び艤装品を満載し、かつ、水面下の一箇所に穴が開いた場合に正の復原力を	(c) 人員及び艤装品を満載した場合の初期横メタセンタ高さが、次式を満足する場合は、第6号
	有すること。	の「十分な復原性を有するもの」と認めて差し支えない。
	8 定員の半分が中心線の片側の明示された位置に着席した場合においても十分な復原性及び十分なフリーボードを有するものであること。	GM ₀ ≥2.8 n・B ₂ /(W・f) GM ₀ : 横メタセンタ高さ(m)
	9 海水に洗われ、かつ、人員及び艤装品を満載している場合において、十分な浮揚性を有するもの又はそれと	n:定員の数
	同等の浮力を有する浮体が取り付けられたものであること。この場合において、一人当たりに必要な浮力は、	B: 救命艇の幅(m)
	280 ニュートンとする。	W:排水量(kg)
	10 前号の浮体は、浮揚性を有する材料で作られたものであり、かつ、救命艇の内部に取り付けられているこ	$f: \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I} \mathcal{I}$
	المرابع المرا	(d) 第8号の適用については、次に掲げるところによること。
	11 人員及び艤装品を満載したまま水上に安全におろすために十分な強さのものであり、かつ、過大な力を受	(1) 「十分な復原性」とは、正の GM (舷縁付近に開口を有さない救命艇にあっては、正の GM
	けた場合に残留たわみを生じないような強さのものであること。	及び横傾斜角が20度を超えない復原性)をいう。
	12 人員及び艤装品を満載した場合において、毎秒3.5メートルの衝撃速度の横衝撃力に耐えられるものであ	(2) 「十分なフリーボード」とは、喫水線から最低位置にある開口(喫水線から上方にあるもの
	り、かつ、3メートルの高さから水上に投下したときに損傷しないものであること。	に限る。)までのフリーボードが、艇の長さの 1.5 パーセント(10cm 未満の場合にあっては、
	13 穏やかな水面において船舶が5ノットの速力で前進している場合においても、進水及びえい航に耐えられ	10cm)以上であることをいう。
	るものであること。	(e) 第 11 号の適用については、次に掲げるところによること。
	14 次に掲げる要件に適合する推進装置が取り付けられていること。	(1) 10 度までの縦傾斜及び 20 度までの横傾斜のあらゆる状態において、安全に進水できるも
	イ 圧縮点火機関を有すること。	のであること。
	ロ 引火点(密閉容器試験による。以下同じ。)が摂氏43度以下の燃料を使用するものでないこと。	(2) 「過大な力」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定す
	ハ 次に掲げる要件に適合する始動装置が取り付けられていること。 (1) 掲げ電子15 第一次におけるのはました。 (1) 掲げ電子15 第一次によりな	るものとする。 (・) 人民制の知什と大士スサム知 「日日スジゲ壮日と洪井」とサム知の人所見の10m は
	(1) 摂氏零下15度の温度において、手動又は2の独立した再充電することができる動力源により2分以	(i) 金属製の艇体を有する救命艇 人員及び艤装品を満載した救命艇の全質量の 1.25 倍
	内に始動させることができるものであること。 (2)	(ii) (i)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び艤装品を満載した救命艇の全質量の2倍 (f) 第14号の適用については、次に提ばるトニスによること
	(2) 機関のケーシング、スオートその他の障害物により始動作業を妨げられないように取り付けられていること。	(f) 第 14 号の適用については、次に掲げるところによること。 (1) イの「圧縮点火機関」は、ディーゼル機関とし、その冷却ポンプは呼び水を与える必要のな
	っこと。 (3) 始動用電池は、水密のケーシングで囲まれていること。この場合において、ケーシングの頂部には、	
	るたを有するガス通気孔が設けられていなければならない。	(2) ハ(1)の規定の適用については、始動用の補助具を用いて満足するものであっても差し支え
	(4) 始動用電源は、無線用電源から独立していること。	(2) パロの焼煙の適用については、炉動用の桶助兵を用いて両足するものでありても左し叉と
	コー 教命艇が水から離れた状態において、冷温から始動後5分間以上連続して作動するものであること。	(3) (b)は、ヌの「難燃性」について準用する。
	ホ クランク軸の中心まで浸水している場合において確実に作動するものであること。	(4) ヲの規定の適用については、救命艇内における命令の伝達を妨げない程度の騒音であるこ
	へ プロペラを原動機から切り離すための装置が取り付けられていること。	と。

- ト後進のための装置が取り付けられていること。
- チ 排気管は、機関への浸水を防止するように配置されていること。
- リ プロペラによる人員の傷害及び浮遊物によるプロペラの損傷を受けるおそれがないようにプロペラの周囲 に適当な保護装置が取り付けられていること。
- ヌ 機関及びその附属品は、高温の部分及び回転する部分への人の接触を防止し、かつ、荒天状態においても 確実に操作することができるように、難燃性の囲壁で囲まれていること。
- ル 機関及びその附属品は、無線信号装置の作動を妨げないものであること。
- ヲ 騒音ができる限り発生しないものであること。
- ワ 始動用、無線用及び探照灯用の電池の再充電のための発電機が備え付けられたものであること。
- カ 50ボルト以下の供給電圧で船舶から救命艇の電池を再充電することができる装置(救命艇の乗艇場所において船舶から切り離すことができる措置が講じられているものに限る。)又は救命艇の電池を再充電することができる太陽電池が取り付けられていること。
- 15 穏やかな水面において、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める前進速力を有すること。
- イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合(ロに掲げる場合を除く。) 6 ノット以上
- ロ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであって人員及び艤装品を満載したものをえい航している場合 2 ノット以上
- 16 前号イの6ノット以上の前進速力における24時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。
- 17 機関の始動及び作動のための防水措置が施された手引書が機関の始動を制御する場所に備え付けられていること。
- 18 人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであり、かつ、傷病者を担架に乗せたまま乗り込ませることができるものであること。
- 19 遭難者を海中から引き上げることができるものであること。
- 20 十分な強さのスオート、サイドシート又はいすが取り付けられていること。
- 21 乗員の着席位置が明示されていること。
- 22 乗員が歩く表面には、滑止めのための措置が講じられていること。
- 23 次に掲げる要件に適合する固定覆いが救命艇の前端及び後端に取り付けられていること。
- イ 救命艇の前端又は後端から長さの20パーセント以上を覆うことができること。
- ロ 難燃性であること。
- ハ 風雨密の閉鎖装置を取り付けた出入口を有すること。
- 24 前号の固定覆いが取り付けられていない箇所を覆うことができる次に掲げる要件に適合する風雨密の天幕が取り付けられていること。
- イ 暴露による傷害から乗員を保護することができること。
- ロ 折りたたむことができ、かつ、乗員2人により容易に展張できるものであること。
- ハ 2以上の幕で断熱効果のある空気層が構成されているか、又はそれと同等の断熱効果を有すること。
- ニ ハの空気層を有する天幕には、当該空気層に水が滞留することを防止するための措置が講じられているこ
- ホ 内外から容易に開閉することができる風雨密の閉鎖装置を取り付けた乗込口を有すること。この場合において、当該装置は、開けた状態及び閉じた状態を保持することができなければならない。
- へ 雨水を集める装置を備えていること。
- 25 第23号の固定覆い及び前号の天幕により形成される覆いは、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 前号の天幕を展張し、かつ、乗込口を閉じた場合においても、十分な空気を乗員に供給することができる 措置が講じられていること。
- ロ 転覆した場合においても、乗員が脱出できること。
- ハ 次に掲げる要件に適合する灯が覆いの頂部及び救命艇の内部に取り付けられていること。
- (1) 十分な明るさを有すること。
- (2) 12時間以上連続して使用できるものであること。
- (3) 油を使用するものでないこと。
- (4) 白色の光を上方のすべての方向に発することができること(覆いの頂部に取り付けられている灯に限る。)。
- ニ 内部は、乗員に不快感を与えない色であること。
- ホー分な高さを有すること。

- (g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから第1種船にあっては10分以内、第3種船にあっては3分以内に乗り込めるものをいう。
- (h) 第20号の「十分な強さ」とは、次に掲げる荷重を支えることができる強さをいう。
- (1) 質量 100kg の人が着席した場合の静的荷重
- (2) 質量 100kg の人が着席した状態において、水面上 3m の高さから水面に落下した場合に生じる動的荷重
- (i) (b)は、第23号の「難燃性」について準用する。
- (j) 第25号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
- (1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。
- (i) 覆いの頂部に取り付ける灯(以下「キャノピー灯」という。) 4.3 カンデラ
- (ii) 内部に取り付ける灯 全上半部の算術平均で 0.5 カンデラ
- (2) キャノピー灯を閃光式とする場合には、毎分50フラッシュ以上70フラッシュ以下のものであること。
- (3) キャノピー灯及び内部に取り付ける灯は、手動で制御できるものであること。
- (4) 内部の色は、乗員に不快感を与えない明るい色とすること。
- (5) ホの「十分な高さを有する」とは、次に掲げる救命艇の定員の区分に応じ、床面の 50%以上 がそれぞれ次に掲げる高さ以上であることをいう。この場合において、n は救命艇の定員と する。
- (i) 10 人未満 1.3(m)
- (ii) 10人以上24人未満 1.3+(n-9)/37.5(m)
- (iii) 24 人以上 1.7(m)
- (k) 第 28 号の「乗込用の梯子」は、その最下位の踏段が救命艇の軽喫水線下 0.4mより深い位置 に達するものであること。
- (1) 第34号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
- (1) 「1本のつり索のみを用いて進水する救命艇の離脱装置」にあっては、イ、ハ、ニ、ホ及びへ(「安全装置」に係る要件に限る。)に掲げる要件に適合しないものであって差し支えない。なお、当該装置は、着水状態にある場合においてのみ作動するものであることが望ましい。
- (2) つり索に張力がかかっていない場合の離脱において、つり上げリング又はシャックルをフックから手動で解放するものでないこと。
- (3) ニの「安全装置」については、次に掲げるところによること。
- (i) 水圧インターロック(救命艇が着水していないときに自動的にロックされる機構のものに限る。)又はこれと同等以上の安全機構を有していること。
- (ii) 故障した場合又は救命艇が着水していない状態において、(i)の安全機構を解除し、緊急離脱するための適当な手段を有していること。
- (iii) 危険を示す標識が付されていること。
- (iv) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合にのみ作用するものであること。このため、フックが完全にリセットされない限りフックはあらゆる負荷を支持するものであってはならず、過度の力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセットの位置に戻すことができないものであること。また、フックが完全にリセットされていない状態において、いかなる指示計も離脱装置がリセットの位置にあることを示すものでないこと。
- (4) への「容易に作動するもの」とは、離脱機構が閉鎖位置に完全にリセットされた場合において、救命艇の重量が操作機構にいかなる力も及ぼさないよう設計されたものをいう。
- (5) チの「十分な強さ」とは、次に掲げるとおりとする。
- (i) 人員、燃料及び艤装品を満載した救命艇の質量がつり索間にかかっている場合に、使用材料の最大強度に対し、安全係数が6以上であること。ただし、救命艇を外す装置の安全係数にあっては、燃料及び艤装品の質量の合計に1,000kgを加えたものを救命艇の質量とみなすことができる。
- (ii) 離脱装置の構成部品は、耐食性を有する材料のものであること。
- (iii) (4)(i)の水圧インターロックは、使用材料の最大強度を基にした最大操作力に対し、 安全係数が 6 以上であること。
- (iv) 離脱装置の操作ケーブルは、使用材料の最大強度を基にした最大操作力に対し、安全 係数が 2.5 以上であること。
- (6) リの要件にあっては、次のいずれかによること。
- (i) いずれのフックも適切かつ完全にリセットされていることが直接目視で確認できるものであること。

- 26 天幕の展張のための固型部分又は骨組みが取り付けられていること。
- 27 進水のための作業位置及び操だ位置において、十分な視界を有するものであること。
- 28 いずれの乗込口においても使用することができる乗込用のはしごが備え付けられていること。
- 29 艇体の最下点付近に、次に掲げる要件に適合するドレン弁が取り付けられていること。
- イ 救命艇が、船上にあるときは排水するため自動的に開き、かつ、水上にあるときは水の流入を防ぐため自 動的に閉じるものであること。
- ロ 弁を閉じるための栓が取り付けられていること。この場合において、当該栓は、索、鎖等により救命艇に 取り付けられていなければならない。
- ハ 救命艇の内部から容易に近づくことができる場所に取り付けられており、かつ、その場所が明示されてい ること。
- 30 次に掲げる要件に適合するかじ及びチラーが取り付けられていること。
- イ かじは、恒久的に救命艇に取り付けられていること。
- ロ チラーは、恒久的にだ頭材に取り付けられていること。ただし、救命艇が遠隔操だ装置を有する 場合に は、当該装置が故障したときにかじを制御できるチラーをだ頭材の近くに備え付けることとすることができ
- ハ かじ及びチラーは、離脱装置又はプロペラの作動により破損しないように取り付けられていること。
- 31 かじ及びプロペラの周辺を除き、救命艇の喫水線の上方の外周に水中の人がつかまることができる装置又 は浮揚性の救命索が取り付けられていること。
- 32 小型の艤装品、水及び食糧を格納するための水密の格納箱又は区画室を有すること。
- 33 雨水を貯蔵するための装置が備え付けられていること。
- 34 次に掲げる要件(一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあっては、ロ、へ、ト及びチに掲げる要件) に適合するつり索の離脱装置が取り付けられていること。

イすべてのフックを同時に解放できること。

- ロ つり索に係る張力によってフックが解放しない構造のものであること。
- ハ つり索に張力がかかっていない場合において作動するものであること。
- 二 つり索に張力がかかっている場合において不時の作動を防止するための安全装置が取り付けられているこ
- ホ ニの安全装置が作用していることが明確に識別できるものであること。
- へ つり索に張力がかかっている場合において、二の安全装置を解除することができ、かつ、安全装置の解除 後は容易に作動するものであること。
- ト 操作部分は、その周辺と対照的な色で明示されていること。
- チー十分な強さのものであること。
- リ 救命艇内の乗組員がつり上げのための準備が完了したことを明確に識別できるものであること。
- 35 つり索の離脱装置の操作のための手引書が備え付けられていること。
- 36 もやい綱の離脱装置が取り付けられていること。この場合において、当該装置は、当該もやい綱に張力が かかっている場合にも作動することができるものでなければならない。
- 37 スケート及び防舷材が取り付けられていること。
- 38 分離した空中線を有する固定式双方向無線電話装置が取り付けられる場合には、当該空中線を展張するた めの装置が取り付けられていること。
- 39 転覆した場合に、人が救命艇につかまることができる装置が取り付けられていること。
- 40 有効なあかくみ装置が取り付けられていること。
- 41 第14条第1項の規定により備え付けるコンパスを入れるビナクルを設置するための装置が取り付けられ ていること。
- 42 定員は、150人以下であること。

(全閉囲型救命艇) 第9条

- つり索を用いて進水する全閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 1 人員及び艤装品を満載し、又はその一部を積載し、かつ、乗員が安全ベルトにより固定されている場合にお いて、すべての横傾斜の状態を通じて正の復原力を有すること。
- 2 水面下の一箇所に穴が開いた場合において、乗員及び艤装品が水面下に没しないものであり、かつ、転覆し たときに乗員が水上に脱出できる状態になるものであること。
- 3 人員及び艤装品を満載した場合において、毎秒 3.5 メートルの衝撃速度の横衝撃力から乗員を保護すること ができるものであること。
- 4 次に掲げる要件に適合する推進装置が取り付けられていること。
- イ 操だ位置から操作できるものであること。
- ロ 転覆した場合においても作動し続けるものであること。ただし、救命艇が転覆した場合に自動的に停止し、| 9.2(a) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。

- (ii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための調節できない機械的指示計を 備えていること。
- (iii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための簡単に操作できる機械的指示 計を備えていること。
- (m) 第34号の離脱装置の保守を行うため臨時に救命艇を吊り下げることができる装置が取り付 けられていること。
- (n) 第35号の手引書は、必要に応じてカラーコーディングや絵図表、記号等を使用し、適切な 言語で注意事項を記したわかりやすいものであること。カラーコーディングを使用する場合、 緑は適切なフックのリセットを、赤は不適切なリセットを示すものとすること。
- (o) 第36号の「当該もやい綱に張力がかかっている場合」とは、穏やかな海上において5ノ ッ トで曳航されている場合をいう。この場合において、当該離脱装置は、曳航中に救命艇が不安 定にならないような措置が講じられているものであること。
- (p) 第39号の「人が救命艇につかまることが出来る装置」とは、ビルジキール又はキールレール を形成するものその他の設備とすること。この場合において、当該装置には、激しい衝撃を受 けた場合に船体に損傷を与えることのないような措置が講じられていること。
- (q) 第 40 号の「有効なあかくみ装置」とは、吸上げ水頭 120cm において、長さが 7.3m 未満の救 命艇にあっては 23 1 /min 以上、長さが 7.3m以上の救命艇にあっては 32 1 /min 以上の吸引能 力を有する自己給水型のポンプ又は自動的にあかくみできる装置をいう。ただし、当該装置が 手動でない場合には、補助の手動ポンプも備え付けられていること。

(全閉用型救命艇)

- 9.1(a) 乗員について「水面下に没しない」とは、救命艇が浸水し平衡状態にある場合において、座席 の上面から背もたれに沿って測った水面高さが 500mm 以下であることをいう。
 - (b) 8.0(b)は、第5号イの「難燃性」について準用する。
 - (c) 第5号への「気圧の異常な変化」とは、外気圧より20hPaを超えて上昇又は降下することを いう。
 - (d) 第6号の「容易に識別できる」とは、隣接する座席の安全ベルトと異なる色で着色されている ことをいう。
 - (e) 第6号の「安全ベルト」は、救命艇が転覆した場合に、質量100kgの人を保持することがで きるものであること。

- かつ、復原した後容易に再始動させることができる推進装置については、この限りでない。
- ハ 燃料油装置には、転覆から復原するまでの間に機関から燃料が漏れることを防止するための措置が講じられていること。
- ニ 潤滑油装置には、転覆から復原するまでの間に機関からの 0.25 リットルを超える潤滑油が漏れることを防止するための措置が講じられていること。
- ホ 冷却用の空気の救命艇外からの吸気及び救命艇外への排気並びに救命艇内からの吸気及び救命艇内への排 気ができるものであること(冷却に空気を用いる機関が取り付けられている推進装置に限る。)。
- へ 前条第14号イからカまでに掲げる要件
- 5 救命艇の全長にわたり、次に掲げる要件に適合する水密の固定覆いが取り付けられていること。
- イ 難燃性のものであること。
- ロ 転覆した場合において、人員及び艤装品を満載した救命艇を支えることができる強さのものであること。
- ハ 内外から容易に開閉することができる水密の閉鎖装置を取り付けた乗込口を有すること。この場合において、当該装置は、開けた状態及び閉じた状態を保持することができなければならない
- **二 乗込口を閉じた場合においても十分な空気を乗員に供給することができる措置が講じられていること。**
- ホ 採光のための水密の窓又はパネルが取り付けられていること。
- へ 機関の作動による気圧の異常な変化を防止できるものであること。
- ト 内部から進水及び揚収のための作業ができること。
- チ内部からオールを使用することができること。
- リ 外部に、外側を歩く人のための握りが取り付けられていること。
- ヌ 前条第24号イ及びへ並びに同条第25号ロからホまでに掲げる要件
- 6 すべての着席位置に容易に識別できる安全ベルトが取り付けられていること。
- 7 スオートその他の障害物に妨げられることなく乗員が座席に達することができるものであること。
- 8 機関の排気管、吸気管その他の開口は、救命艇が転覆した場合に機関に浸水しない構造のものであること。
- 9 第14条第1項の規定により備え付けるコンパスが操だ位置に取り付けられていること。
- 10 前条第1号から第13号まで、第15号から第22号まで、第27号から第38号まで、第40号及び第42号に掲げる要件
- 2 船尾からつり索を用いることなく進水する全閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 1 最大進水高さ (穏やかな水面において当該高さから当該救命艇が安全に進水することができると管海官庁が認める最大の高さをいう。以下同じ。)の1.3 倍の高さから人員及び艤装品を満載して進水した場合に、損傷しないものであること。
- 2 船舶が20度(船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第2条第2項のタンカー並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第142条に規定する液化ガスばら積船及び同令第257条に規定する液体化学薬品ばら積船(以下「油タンカー等」という。)に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横傾斜及び10度の縦傾斜の状態において、最大進水高さから人員及び艤装品を満載して進水した場合及び管海官庁が指示する搭載状態で進水した場合に、乗員、艇体等を保護することができる強さ及び構造のものであること。
- 3 前号に掲げる進水の直後において、推進装置を使用することなく前進できるものであること。
- 4 次に掲げる要件に適合する離脱装置が取り付けられていること。
- イ 想定される範囲の荷重を通じて作動するものであること。
- ロ 救命艇の内部においてのみ操作できること。
- ハ 互いに独立した2以上の操作部分を有するものであること。
- ニ 誤操作による不時の作動を防止するための措置が講じられていること。
- ホ 前条第34号ト及びチに掲げる要件
- 5 救命艇の前端付近にもやい綱を取り付けるための装置が取り付けられていること。
- 6 前条第1号から第10号まで、第15号から第22号まで、第27号、第28号、第30号から第33号まで、第38号、第40号及び第42号並びに前項第1号、第2号及び第4号、第5号(ト及びチに係る部分を除く。)及び第6号から第9号までに掲げる要件

(空気自給式救命艇)

第10条

空気自給式救命艇は、前条第1項各号(船尾からつり索を用いることなく進水するものにあっては、同条第2項各号)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 1 内部の空気は、すべての乗込口及び開口を閉じて航行している場合において、乗員が安全に呼吸することができ、かつ、機関が十分間連続して作動することができるよう維持されていること。
- 2 内部は、適切な気圧に維持されていること。
- 3 空気自給装置には、給気圧を表示するための装置が取り付けられていること。

- (1) 「管海官庁の指示する角度」とは、次に掲げる船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる規定により計算された非対称浸水時の最終傾斜角度又は20°のうちいずれか大きい角度をいう。
- (i) 油タンカー 区画規程第4篇第2章
- (ii) 液化ガスばら積船 危規則第3章第2節第16款
- (iii) 液化化学薬品ばら積船 危規則第3章第3節第13款
- (2) 「10 度の縦傾斜」については、救命艇の搭載場所を中心とする傾斜とし、トリムの変化による高さの変化については考慮しないものとする。
- (3) 「管海官庁が指示する搭載状態」とは、次に掲げる搭載状態をいう。この場合において、艤装品は満載しているものとする。
- (i) 乗艇者の重心が最も前方となる搭載状態
- (ii) 乗艇者の重心が最も後方となる搭載状態
- (iii) 救命艇の乗員のみを搭載した状態
- (b) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
- (1) 本号の要件は、進水ランプから離脱するために使用する離脱装置のみに適用する。
- (2) イの「想定される範囲の荷重」とは、無負荷状態から人員及び艤装品を搭載した救命艇の質量の2倍までの荷重をいう。
- (3) 離脱装置を作動させるために2以上の操作を必要とする離脱装置については、二の要件に 適合しているものと認めて差し支えない。
- (c) 離脱装置の保守のため、救命艇を離脱させることなく離脱装置の試験をすることができるような措置が講じられていること。
- (d) 第6号により引用される第8条第20号の「十分な強さ」とは、次に掲げる荷重を支えることが出来る強さをいう。
- (1) 質量 100kg の人が着席した場合の静的荷重
- (2) 質量 100kg の人が着席した状態において、最大進水高さの 1.3 倍の高さから進水した場合 に生じる動的荷重

(空気自給式救命艇)

10.0(a) 「適切な気圧に維持されている」とは、外部の気圧より下がることなく、かつ、外部の気圧より 2kPa を超えて高くならないように維持されることをいう。

(耐火救命艇) 第11条 耐火救命艇は、第9条第1項各号(船尾からつり索を用いることなく進水するものにあっては、同条第2項各 号)及び前条各号に掲げる要件のほか、水上で油火災に連続して8分間包まれた場合に乗員を保護することができ るものでなければならない。この場合において、散水装置を使用する耐火救命艇の当該散水装置は、次に掲げる 要件に適合するものでなければならない。 1 水は、自己呼び水型の動力ポンプにより供給されること。 2 水の取入口は、水面からの引火性液体の吸込みを防止するよう配置されていること。 3 清水で洗うことができ、かつ、完全に排水できるものであること。 第12条 削除 (救命艇の定員) (救命艇の定員) 第13条 救命艇(船尾からつり索を用いることなく進水する救命艇(以下「自由降下式救命艇」という。)を除く。) 13.1(a) 第2号の「管海官庁の指示するところ」とは、次に掲げるところにより座席配置を行うことを の定員は、次の各号に掲げる数のうちいずれか小さい数に等しいものとする。 1 推進装置及び艤装品の操作を妨げることなく着席することができる成人(救命胴衣を着用した成人をいう。 (1) 座席配置については、図 13.1<1>に基づいて行うこと。この場合において、足台が取り 第27条の5第1号及び第30条の3第1項において同じ。)の数 付けられ、また脚部に十分な空間があり、上部と下部座席間に 350mm 以上の垂直距離があ 2 管海官庁の指示するところにより座席配置を行い、それにより得られた座席の数 るときは、図示のとおりオーバーラップさせて差し支えない。 2 限定近海船(旅客船を除く。)又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶に備え付ける救 命艇(自 由降下式救命艇を除く。)の定員は、前項の規定により算定した定員の1.1倍とする。 3 自由降下式救命艇の定員は、推進装置及び艤装品の操作を妨げることのないよう管海官庁の指示するところに より座席配置を行い、それにより得られた座席の数に等しいものとする。 上部座席 (取付けられる場合) 最小座席部分は、 (2) 座席配置については、旅客船にあっては、平均体重 75kg の人が、貨物船にあっては、平 均体重 82.5kg の人が救命胴衣を着用し、推進装置及び艤装品の操作を妨げることなく着座 することができる数とする。 13.3(a) 「管海官庁の指示するところ」とは、図 13.1<1>及び次に掲げるところにより行う座席配置 の指示をいう。

- (1) 座席の幅は 480mm 以上、背もたれの高さは座席の上面から 1,075mm 以上とする。
- (2) 前後に隣接する座席の間隔(前方の座席の背もたれの後面から後方の座席の背もたれの前 面までの距離をいう。)は、背もたれの角度が90°のときに635mm以上とする。
- (3) 座席配置については、平均体重82.5kgの人が救命胴衣を着用し、推進装置及び艤装品の 操作を妨げることなく着座することができる数とする。
- (4) 座席の表面は、滑らかに成型されたものであり、かつ、身体に触れる部分には、背中及 び骨盤を支えることができる少なくとも厚さ 10mm のクッション及び頭部用柔軟性側面支 持具を備え付けること。
- (5) 座席は折りたたみ式ではなく、恒久的に救命艇に固定されており、進水時において、艇 体及びキャノピーの変形によって、乗艇者に損傷を与えないよう座席が配置されていること。
- (6) 座席が乗艇者の肩幅より狭い場合、進水時に負傷の可能性を排除するような座席の位置 及び構造であること。
- (7) 座席間の通路幅は甲板から座席頂部まで少なくとも 480mm の幅を有していること。
- (8) 進水場所での安全な乗込みができるよう、通路には、障害物を設けず、通路の床面には、 スリップを防止するための措置を施し、適当な足場を設けること。
- (9) 座席は進水中に乗艇者の体を拘束し、進水時に想定される荷重がかかった状態において も直ちに解除できるシートベルトが取り付けられていること。
- (10) 座席の座面と背もたれの角度は90°以上とする。
- (11) 足置き台の傾斜は座面と床との角度の半分未満、足置き台の長さは330mm以上とする。

図 13.3<1>

(救命艇の艤装品) 第14条 救命艇には、次

救命艇には、次の表に定める艤装品を備え付けなければならない。

	に足のる職表面を加えり	-
艤装品の名称	艤装品の数	備考
単漕式のオール	1組	浮揚性のもの
トール・ピン又は	1組	索又は鎖で救命艇に取り付けたもの
クラッチ		
ボート・フック	2本	浮揚性のもの
あかくみ	1個	
バケツ	2個	
手おの	2個	救命艇の両端に一個づつ備えておかなければならない。
コンパス	1個	夜光のもの又は適当な照明装置を取り付けたものであっ
		て、効果的なもの
シー・アンカー	1個	効果的なもの
もやい綱	2 筋	十分な強度及び長さを有し、かつ、直ちに使用することが
		できるように、1筋は救命艇の前端に離脱装置で解き放す
		ことができるように取り付け、他の一筋は前端付近に固着
		したもの(自由降下式救命艇にあっては、2筋とも救命艇
		の前端付近に固着したもの)
救難食糧	定員1人当たり1万	管海官庁が適当と認めるもので、水密容器に格納された気
	キロジュール	密容器に入れたもの
飲料水	定員1人当たり3リ	水密容器に入れた清水。定員1人当たり最大2リットルの
	ットル	飲料水は、管海官庁が適当と認める海水脱塩素装置をもつ
		て代えることができる。
ひしやく及びコ	各1個	ひしやくは、さびない索付きのもの
ップ		コップは、さびない目盛付きのもの
応急医療具	一式	管海官庁が適当と認めるもので、水密容器に入れたもの
船酔い薬	定員1人当たり48	
	時間船酔いを防止す	

(救命艇の艤装品)

- 14.1(a) 「オール、トールピン、クラッチ及びボート・フック」については、次に掲げるところによる。
 - (1) オールの数については、救命艇の長さに応じ、表 14.1<1>に掲げる値を標準とする。

~~	Z =				
救命艇の長さ(m)	オールの数				
	常用	予備			
8.5 以下	2	1			
8.5 超	3	1			

- (2) オールは、目の通ったケヤキ、タブ、シオジ、イタヤその他の靭性に富む材料で作られたものであること。
- (3) ブレードの長さはオールの長さの1/3以上、端末部の幅はオールの直径の2倍以上であること。
- (4) トール・ピン又はクラッチの材料は、亜鉛メッキ鍛鋼又はこれと同等以上のものである
- (5) ボート・フックについては、良質の靭性に富む材料で作られ、かつ長さは 2.4m 以上、中央部における径は 5cm 以上のものを標準とする。
- (b) 「手おの」については、次に掲げるところによること。
- (1) 全長 35cm 程度の大きさのものを標準とし、刃は片刃のよく切れるものとする。
- (2) 柄には長さ約 1.8m の索が付けられ、これを何時でも使用できるように配置されていること
- (c) 「シー・アンカー」については、附属書[1]「シー・アンカーの基準」によること。
- (d) 「もやい綱」は、径 22mm 以上のマニラ麻索又はこれと同等のものを標準とし、その長さは 救命艇と積み付け場所と最小航海喫水との間の高さの 2 倍又は 15m のうちいずれか大きい方 の値以上とすること。
- (e) 「救難食料」及び「飲料水」の要件については、それぞれ LSA コード 4.1.5.1.18 及び 4.1.5.1.19 によること。
- (f) 「海水脱塩装置」については、次に掲げるところによること。
- (1) 手動式の逆浸透型海水脱塩装置(太陽熱又は化学薬品を使用しないものに限る。)であって、

	るため十分な数	
船酔い袋	定員1人当たり1個	
保温具	2個又は定員の10	第29条の4の規定に適合するもの
	パーセントを収容す	
	るため十分な数のう	
	ちいずれか大きい数	
ジャックナイフ	1 個	索で救命艇に取り付けたもの
缶切	3個	
浮輪	2個	長さ30メートル以上の浮揚性の索に結び付けられたもの
笛又は同等の音	1 個	
響信号器		
釣道具	一式	
行動指導書	1 ∰	救命艇に乗り込んだとき直ちに実行すべきことを示したも
	-	O .
生存指導書	1 ⊞	救命艇内で生存する方法を示したもの
救命信号説明表	1 部	船舶安全法施行規則第63条の規定に基づき、国土交通大
		臣が告示で定める救命施設と遭難船舶との間の通信に必要
**********	A /ITT	な信号の方法及びその意味を説明したもの
落下傘付信号	4個	第33条の規定に適合するもの
信号紅炎	6個	第35条の規定に適合するもの
発煙浮信号	2個	第36条の規定に適合するもの
水密電気灯	1個	第37条の規定に適合するもの。予備電池1組及び予備電
	* /m	球1個を水密容器に入れておかなければならない。
日光信号鏡	1個	第38条の規定に適合するもの
レーダー反射器	1個	レーダー反射器は、効果的なもの
又はレーダー・ト		レーダー・トランスポンダーは、第40条の規定に適合す
ランスポンダー	1 /田	るもの
海面着色剤	1 個 一式	効果的なもの 一数条紙の機関及びるのは屋具な鏡道に調整するのにしなる
機関用工具	一式	救命艇の機関及びその附属品を簡単に調整するのに十分な
存法が予がい。	1 /田	もの
持運び式消火器	1 個	泡その他油火を消火する適当な物質を放出する管海官庁が 海当と認める刑式の
		適当と認める型式のもの

- 2 前項の規定にかかわらず、第1種船又は第3種船であって沿海区域を航行区域とする船舶に備え付ける救命艇には、救難食糧及び釣道具を備え付けることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2種船又は第4種船であって次の各号に掲げる船舶に備え付ける救命艇には、 それぞれ当該各号に掲げる艤装品を備え付けることを要しない。
- 1 限定近海船 救難食料、飲料水のうち2リットル、船酔い薬、船酔い袋、保温具、ジャックナイフ、缶切、 浮輪、釣道具、行動指導書、生存指導書、水密電気灯並びにバケツ、手おの、落下傘付信号、信号紅炎及び発 煙浮信号の2分の1
- 2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 救難食料、飲料水、ひしやく、コップ、応急医療具、船酔い薬、船酔い袋、保温具、ジャックナイフ、缶切、浮輪、笛又は同等の音響信号器、釣道具、行動指導書、生存指導書、救命信号説明表、水密電気灯、日光信号鏡、海面着色剤並びにバケツ、手おの、落下傘付信号、信号紅炎及び発煙浮信号の2分の1
- 4 第1項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇には、単漕式のオール及びトール・ピン又はクラッチを備え付けることを要しない。

- 2日間で定員1人当たり2リットル以上の水を製造できる能力を有しているものを備え付ける場合は、定員1人当たり2リットルの飲料水をこれに代えることができる。
- (2) 2日間で定員1人当たり1リットル以上の水を製造できる能力を有している海水脱塩装置 ((1)のものを除く。)を備え付ける場合は、定員1人当たり1リットルの飲料水をこれに代えることができる。この場合の海水脱塩装置(手動式の逆浸透型海水脱塩装置(太陽熱又は化学薬品を使用しないものに限る.)を除く。)については、資料を添えて、検査測度課長まで伺い出ること。
- (g) 次に掲げるところに適合する「応急医療具」は、これを適当なものと認めて差し支えない。
- (1) 薬品及び医療器具は、表 14.1<3>に掲げるものにより構成されたものを標準とする。 表 14.1<3>

ほう帯	約 10cm 幅のもの	5 包(1 包に 1 本入り)。ただし、スプレーほう帯 (75ml×2本)を備える場合は2包とすることができる。
	約 5cm 幅のもの	2 包(1 包に 4 本入り)
ガーゼ	30cm×1m	2個
絆創膏	12mm $ imes 3$ m	2個
三角巾	$105\mathrm{cm}~ imes~105\mathrm{cm}~ imes$	3枚
	150cm	
眼帯		3個
止血帯		1個
ピンセット		1個
ハサミ		1個
安全ピン		12 個
副木		1個
外傷軟膏		3個(15g入)
殺菌消毒液	マーキュロ液でもよい	1 びん(50cc 入)
鎮痛解熱剤		5 本(20 錠入)
ワセリンガー	7.5m×45mm のもの	3包(1包に4枚入)
ゼ		
整腸剤(下痢止		20 錠
め)		

- (2) 水密容器は、次に掲げるところによること。
- (i) 海上において腐食しない材料のものであること。
- (ii) 容器は、それ自体で密閉できるものであり、かつ、内容物を取り出しやすいように配列できるものであること。
- (iii) 容器の外部に緊急医療具の品名が表示されていること。
- (iv) 救命いかだに備え付けるものについては、救命いかだに 格納された状態で、18m の 高さから水上に投下した場合にも損傷しないものであること。
- (h) 浮輪を結びつける索は、24 時間以上水につけた場合に沈まないものであれば浮揚性のものと認めて差し支えない。
- (i) 「釣道具」は、次のものをもって一式とする。
- (1) 糸巻き(浮揚性のもの) 1個
- (2) 釣糸(切断荷重 98N程度のもの) 1個
- (3) 片てんびん(耐食性のもの) 2個
- (4) おもり(質量 100 g 程度のもの) 2個
- (5) 釣針(テグス付きのもの) 大小各 5 個
- (6) 擬似餌 2個
- (j) 「行動指導書」は、次に掲げる項目を記載し、見やすい位置に掲示されていること。
- (1) 沈没する船から迅速に離れること。
- (2) 他の遭難者がいないか確認すること。
- (3) 他の救命艇及び救命いかだと行動を共にすること。
- (4) 救命艇の機能を確認すること。
- (5) 艤装品格納庫を開き、生存指導書を読むこと。
- (k) 「レーダー反射器」については、附属書[2]「レーダー反射器の基準」によること。
- 14.3(a) 第1号の「飲料水のうち2リットル」とは、定員1人当たりの飲料水の量とする。この場合に

		おいて、搭載する定員1人当たり1リットルの飲料水については、海水脱塩装置をもって代えることはできない。
第15条	(救命艇の艤装品の定着) すべての救命艇の艤装品は、ボート・フックを除くほか、救命艇内に定着しなければならない。この場合において、縛り付けは、艤装品の定着を確保し、かつ、離脱装置の機能を妨げたり、迅速な乗艇を妨げたりすることがないような方法で行なわなければならない。 2 すべての救命艇の艤装品は、できる限り小さくかつ軽量なものでなければならず、適当なかさばらない形にまとめなければならない。	
第16条 から 第20条 まで	削除	
	第2款 救命いかだ (膨脹式救命いかだ)	第2款 救命いかだ (A) 第1款(A)は、救命いかだの材料について準用する。
第21条	が膨胀式数命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定性を有すること。 2 18メートルの高さ (代面からの高さが18メートルと超える場所に積が付けられる教命いかだにあっては、当該積付場所)から水上に投下した場合に教命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること。 3 水上において、天幕を展形した場合に教命しない場合に、4.5 メートルの高さからの人員の繰り返しの飛び降りに耐えられるものであること。 4 穏やかな水面において、人員及び艤装品を満載し、かつ、1のシー・アンカーを引いている場合に、三ノットの速力でのえい跳に耐えられるものであること。 5 次に掲げる要件に適合する天幕を有すること。 「本命いかだが膨脹した場合に自動的に展表すること。 「本の作がだが膨脹した場合に自動的に展表すること。ただし、定員が8人未満の救命いかだにあっては、1箇所とすることができる。 「1)正反対方向に位置していること (乗込口を2箇所以上有する教命いかだに限る。)。 (2) 内外から各場に開閉できる風雨密の閉鎖装置が取り付けられていること。 ・ 変視が取り付けられていること。 ・ 乗員が座るための十分な高さを有すること。 ・ 次に掲げる要件に適合する灯が天幕の頂部と教命いかだの内部に取り付けられていること。 ・ 東見が座るための十分な高さを有すること。 ・ 水に掲げる要件に適合する灯が天幕の頂部と教命いかだの内部に取り付けられていること。 ・ ・ 東北ばる要件に適合する灯が天幕の頂部と教命いかだの内部に取り付けられていること。 ・ ・ 外の大きを有すであり、(3)までに掲げる要件 (2)自色の光を上方のすべての方向に発することができること (天幕の頂部に取り付けられている灯に限る。)。 ・ 本面上1メートル以上の高さの位置にレーダー・トランスポンダーを取り付けることができること。 ・ ・ 第8条第24号イ、ハ、一及びへ、同条第25号ニ並びに第9条第1項第5号ニに掲げる要件 6 十分な強度及び長さを有するもやい網が取り付けられ、かつ、教命いかだの外周及び内周に教命素が取り付けられていること。 9 前号の乗込合の損傷により教命いかだめ大きぐ収縮することを防止するための措置が講じられていること。 9 前号の乗込らの損傷により教命いかだの内部への人員の引込みを容易にすることができる設備が取り付けられていること。 1 1 前号のはしごかもの教命いかだの内部への人員の引込みを容易にすることができる設備が取り付けられていること。 1 2 海上において遭遇する状態におけるはけいを得しための表のように対して持ちれるものであること。 1 3 深力は、逆止を強したいであること。 1 3 深力は、逆止を発したいを影にできないこと (管海官庁が適当と認める機械的に進水させる装置に積み付けるものを除く。)。 1 7 床は、防水性のものであり、かつ、冷たさに対して有効に絶縁されることができるように気室をの他で作られたものであること。	(膨脹式教命いかだ) 21.1(a) 第2号の「水面上の高さ」は、最小航海喫水線上から測るものとする。 (b) 第5号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (l) ロ(2)の「容易に開閉できる」とは、イマーション・スーツを着用したものによって容易に開閉できることをいう。 (2) ニの「十分な漁さ」とは、0.9m以上とする。 (3) ホの灯は、天幕が膨脹した時に自動的に点灯すること。 (c) 第6号の「十分な漁度及び長き」については、次に掲げるところによること。 (l) 強度については、(な)に掲げるところによる。 (2) 長さについては、(な)に掲げるところによる。 (2) 長さについては、(な)に掲げるところによる。 (2) 長さについては、(な)に掲げるところによる。 (4) 様ないかだを降下式乗込装置に連結するための索として使用する場合にあっては、救命いかだを降下式乗込装置に連結するための索として使用する場合にあっては、救命いかだを降下式乗込装置に連結するための不として使用する場合にあっては、救命いかだを降下式乗込装置に連結するための甲板上の移動を円滑に行うことが出来る長さとすること。 (d) 第8号の「十分な強度」とは、教命いかだの他のどの部分にもつかまっていない体重100kgの人を支えることができる強度をいう。 (e) 第10号の容器には、ドレン抜きを設けても差し支えない。 (g) 第14号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (l) 「加圧に対し十分な強度」とは、最大使用圧力の少なくとも3倍の過圧試験に耐えられる強度をいう。 (2) 「適圧防止のための装置」は、最大使用圧力の少なくとも3倍の過圧試験に耐えられる強度をいう。 (2) 「適圧防止のための装置」は、最大使用圧力のりとは、定員1人当たりの質量を82.5kgとし、全定員が所定の位置に着席した場合において、救命いかだの全間にわたり正のフリーボードを有するものをいう。 (i) 第18号の「仲内なりの20°の横傾斜及び10°の縦傾斜の場合にも、積み付け場所から直接水上に投下させることができる装置に積み付けられる教命いかだ。 (2) 救命いかだ進水装置により進水させる教命いかだであって、教命いかだ進水装置の到達距離内に積み付けられているもの。 (i) 第17号の規定で適用については、次のいずれかによること。 (i) 1以上の気室により形成される床であって、各気室を乗員が膨脹させることができるもの又は自動的に膨脹し乗員によりその空気調整が可能なものであること。 (k)(1) 第18号に係るもやい網装置は、ウィーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷面に耐えられるものであること。 (i) 9人未満 7.5kN

18 人体に対して無害な気体を使用して、索を引くことその他同様に簡単かつ効果的な方法により自動的に膨 (ii) 9人以上 25 人以下 10.0kN 脹するものであること。高圧ガスを使用する場合にあっては、高圧ガスを充てんするための容器(高圧ガス保 (iii) 25 人を超える 15.0kN 安法(昭和26年法律第204号)の規定に適合するもの)及び充てん装置は主気室の外側に格納され、かつ、 (2) 安全弁を含む膨脹システムは、ISO 15738(2002):「膨脹式救命設備のためのガス膨脹シス 常時安全に保たれるように保護されていること。 テム! によること。 19 充気ポンプ又はふいごを圧力の維持のために使用することができるような装置が取り付けられているこ (1) 第23号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該救命いかだが、第68条第1項又は第 20 管海官庁が適当と認める構造のもので、あらゆる海面状態において海上で30日間の暴露に耐えられるも 69 条第 1 項の規定により発火源とならないよう措置が講じられているものである場合をい のであること。 21 摂氏18度から摂氏20度までの範囲の温度を通じて1分以内、摂氏零下30度において3分以内で膨脹 (2) 「安定水のうが取り付けられている」とは、いかだの円周に沿って対称に取り付けられてい が完了するものであること。 ることをいう。 22 定員は、6人以上であること。 (3) 口の「迅速に海水を取り入れる」とは、25 秒以内に当該安定水のうの容積の 60%以上に相 23 次に掲げる要件(管海官庁が差し支えないと認める場合にあっては、ロ、ハ及びニに掲げる要件)に適合 当する量の海水を取り入れることをいう。 (4) ハの「十分な容積」とは、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる安定水のうの合計容積をい する安定水のうが取り付けられていること。 イ見やすい色であること。 ロ 迅速に海水を取り入れることができること。 (i) 10人以下 220 L ハ 救命いかだの定員に応じて十分な容積を有すること。 (ii) 10 人を超える 定員×20 L ニ 救命いかだの底部の下方に空気が滞留することを防止するための措置が講じられていること。 (m) 降下式乗込装置に容易に連結できるような措置が講じられているもやい綱は、第24号 に 規定する索と見なして差し支えない。 2.4 降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること(降下式乗込装置により乗り込むものに限 21.2(a) 自動復原膨脹式救命いかだは、その性能を発揮するために使用者に特別な操作を要求するこ る。)。 25 第8条第1号、第3号及び第4号に掲げる要件 とのないものであり、海上に浮いている状態において一般の旅客が容易に使用できるものであ 2 海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ(以下「自動 復原膨脹式救命いかだ」という。)は、前項各号(第7号及び第12号を除く。)に掲げる要件のほか、次に掲げ (b) 第3号において引用される第8条第40号の「有効なあかくみ装置」とは、浮いている救命い る要件に適合するものでなければならない。 かだに2,300 リットルの水を注水した後、これを自動的にあかくみできる装置をいう。 1 艤装品を満載した状態において、上下を逆さにして膨脹した場合及び膨脹後に反転した場合に、自動的に 復 21.3(a) 21.2(a)は両面膨脹式救命いかだについて準用する。 21.4(a) 進水装置用膨脹式救命いかだは、つり下げられた場合において、次に掲げる荷重に耐えられ 原するものであること。 2 海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器に格納されたものであ るものであること。 り、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること。 (1) 全安全弁が作動不能であり、かつ、周囲温度及び救命いかだの温度が 20°C±3°Cの場合に、 3 第8条第40号に掲げる要件 全定員及び艤装品の質量の4倍に相当する荷重 3 いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ(以下「両面膨脹式救命いかだ」とい (2) 全安全弁が作動し、かつ、周囲温度及び救命いかだの温度が-30℃の場合に、全定員及び う。)は、第1項各号(第1号、第7号及び第12号を除く。)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合する 艤装品の質量の 1.1 倍に相当する荷重 (b) 8.0(f)は、第4号の適用について準用する。 ものでなければならない。 1 いずれの側を上にして浮いている場合にも、海上において安定性を有すること。 2 艤装品は、いずれの側を上にして浮いている場合にも容易に利用することができるように格納されているこ 3 前項第2号及び第3号に掲げる要件 4 前3項の膨脹式救命いかだであって人員及び艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの (以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。)は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる 要件に適合するものでなければならない。 1 前3項の膨脹式救命いかだであって人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水さ せることができること。 2 救命いかだ進水装置と連結することができる装置が取り付けられていること。 3 船上から前3項の膨脹式救命いかだであって人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持す るための装置が備え付けられていること。 4 前3項の膨脹式救命いかだであって人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。 5 第1項第8号の乗込台は、第3号の装置が取り付けられる側と反対側にある乗込口に取り付けられているこ と(2以上の乗込口を有する救命いかだに限る。)。 6 第8条第12号に掲げる要件 削除 第22条 (固型救命いかだ) (固型救命いかだ) 第23条 固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 23.1(a) 8.0(b)は、第4号の「難燃性」について準用する。 (b) 21.1(h)は、第5号の規定の適用について準用する。 1 天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること。 2 次に掲げる要件に適合する天幕を有すること。 (c) 第6号により引用される第21条第1項第17号の規定の適用 については、人員及び艤装品 イ 救命いかだが進水した場合に自動的に展張すること。 を水面から離して支えることが出来る床を取り付けることとして差し支えない。 ロ 第21条第1項第5号ロからトまでに掲げる要件 23.2(a) 21.2(a)は、自動復原固型救命いかだについて準用する。 3 上下を逆さにして進水した場合に、1人で容易に反転させることができるものであること。 23.3(a) 21.2(a)は、両面固型救命いかだについて準用する。

	場合において、 5 質量は、艤装 置に積み付ける	浮体は、難燃性を有するか、 長品を含めて185キログラ。 らものを除く。)。	ができる限り救命いかだの外側に沿って配置されていること。この 又は難燃性の覆いにより防護されたものでなければならない。 ムを超えないこと(管海官庁が適当と認める機械的に進水させる装 第6号、第8号、第10号、第11号、第17号、第20号、第2	当する荷重に耐えられるものであること。
	2号、第24号 2 上下を逆さにし	号及び第25号に掲げる要件 して進水した場合に自動的に行	复原することができる固型救命いかだ(以下「自動復原固型救命い。)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなけれ	
	ばならない。			
	原するものであ	あること。	逆さにして進水した場合及び進水後に反転した場合に、自動的に復	
	3 いずれの側を」		使用できる固型救命いかだ(以下「両面固型救命いかだ」という。) に掲げる要件のほか、第21条第2項第3号並びに同条第3項第1	
		見げる要件に適合するものでた。 数会いかだであって / 員及び	なければならない。 艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの	
	(以下「進水装置)は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、第21条第4	
第04 夕	(救命いかだの定)	••	ギス粉のミナルギャムは、ナル粉に放け、スカルナス	24.1 (1) 第9日の担党の英田はのいては、地は担ばてしてファトファト
第24条			げる数のうちいずれか小さい数に等しいものとする。 ぶオートの占める部分を除く。)の容積 (単位立方メートル) を 0.096	(a) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 定員1人当たりの平均体重は、82.5kgとすること。
		•	りる部分を含む。)の面積(単位平方メートル)を 0.372 で除して得	
	た最大整数 3 艤装品の操作	手を妨げることなく着席する こ	ことができる成人(イマーション・スーツ及び救命胴衣を着用した	24.2 (a) 24.1(a)は、本項の規定について準用する。ただし、同項(2)ただし書きの規定を除く。
	成人をいう。) 2 国刑教会いかた		る数のうちいずれか小さい数に等しいものとする。	
	1 浮体の容積		から浮体の材料の比重を引いた数を乗じ、それを 0.096 で除して得	
	た最大整数 2 床の面積(単	単位平方メートル)を 0.372 ~	で除して得た最大整数	
	3 前項第3号は	1掲げる数		
第25条	(救命いかだの艤装) 救命いかだには	_{袋品)} は、次の表に定める艤装品を(#え付けなければならない。	((枚命いかだの艤装品)
714 - 314	艤装品の名称	艤装品の数	備	中「2 リットル」とあるのは「1 リットル」と、14.1(f)(2)中「1 リットル」とあるのは「0.5 リットル」
	浮輪	1個	長さ30メートル以上の浮揚性の索に結びつけられたもの	と読み替えるものとする。
	ナイフ	2個	1個は、浮揚性の取っ手及び附属するひもが取り付けられた非折りたたみ式のもの。定員12人以下の救命いかだには、1個	(b) 缶切付ナイフは、缶切の数に加えて差し付かえない。 (c) 応急医療具に含まれているハサミであって膨脹式救命いかだに損傷を与える恐れのないも
			を備え付ければよい。膨脹式救命いかだにあっては、安全ナイフでなければならない。	のは、艤装品の「ハサミ」の数に加えて差し支えない。この場合において、応急医療具内にハサミがある旨をわかりやすく表示すること。
	あかくみ	2個	定員12人以下の救命いかだには、1個を備え付ければよい。	25.3(a) 第1号の「飲料水のうち 1.0 リットル」とは、定員1人当たりの量とする。この場合におい て、搭載する定員1人当たり 0.5 リットルの飲料水については、海水脱塩装置をもって代える
	スポンジシー・アンカー	2個 2個	 効果的なもので、1個は、恒久的に救命いかだに取り付けたも	て、拾載する定員 I 人当たり 0.5 リットルの飲料水については、海水脱塩装直をもつて代える ことはできない。
		,	O	
	カルハ	2本	浮揚性のもの	
	修理用具	1式	気室の破損を修理するため必要な用具を袋その他の容器に入れ たもの	
	充気ポンプ又は ふいご			
	救難食糧	ジュール	管海官庁が適当と認めるもので、水密容器に格納された気密容器に入れたもの	
	飲料水	N	水密容器に入れた清水。定員1人当たり最大 1.0 リットルの飲料水は、管海官庁が適当と認める海水脱塩装置をもつて代えることができる。	
	コップ	1個	さびない目盛付きのもの	
	応急医療具	1式	管海官庁が適当と認めるもので、水密容器に入れたもの	

	T	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
船酔い薬	定員1人当たり 48 時間船	
	酔いを防止するため十分	
	な数	
船酔い袋	定員1人当たり1個	
保温具	2個又は定員の10パー	第29条の4の規定に適合するもの
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	セントを収容するため十	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	分な数のうちいずれか大	
	きい数	
缶切	3個	膨脹式救命いかだにあっては、いかだに損傷を与えるおそれの
ш ,		ないもの
はさみ	1 個	膨脹式救命いかだにあっては、いかだに損傷を与えるおそれの
15.0	- III	ないもの
笛又は同等の音	1個	
響信号器		
釣道具	1式	
行動指導書	1 ##	救命いかだに乗り込んだとき直ちに実行すべきことを示したも
1,23,11,71	2 110	0
生存指導書	1 冊	救命いかだ内で生存する方法を示したもの
救命信号説明表	1部	船舶安全法施行規則第63条の規定に基づき、国土交通大臣が
		告示で定める救命施設と遭難船舶との間の通信に必要な信号の
		方法及びその意味を説明したもの
落下傘付信号	4個	第33条の規定に適合するもの
信号紅炎	6個	第35条の規定に適合するもの
発煙浮信号	2個	第36条の規定に適合するもの
水密電気灯	1個	第37条の規定に適合するもの。予備電池1組及び予備電球を
		1個を水密容器に入れておかなければならない。
日光信号鏡	1 個	第38条の規定に適合するもの
レーダー反射器	1 個	レーダー反射器は、効果的なもの
又はレーダー・ト		レーダー・トランスポンダーは、第40条の規定に適合するも
ランスポンダー		O
海面着色剤	1 個	効果的なもの
9 競項の担党にも	、かわとぜ 毎国欧航海に召開	東オス第1種軟であって沙海区域を航行区域とオス軟軸に数金いか

- 2 前項の規定にかかわらず、短国際航海に従事する第1種船であって沿海区域を航行区域とする船舶に救命いかだを備え付ける場合には、救難食糧、飲料水、コップ、缶切、はさみ、釣道具並びに落下傘付信号、信号紅炎及び発煙浮信号の2分の1を備え付けることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2種船又は第4種船であって次の各号に掲げる船舶に備え付ける救命いかだには、それぞれ当該各号に掲げる艤装品を備え付けることを要しない。
- 1 限定近海船 救難食糧、飲料水のうち 1.0 リットル、船酔い薬、船酔い袋、保温具、缶切、はさみ、釣道具、 行動指導書、生存指導書並びにナイフ、あかくみ、スポンジ、シー・アンカー、落下傘付信号、信号紅災及び 発煙浮信号(定員 1 2 人以下の救命いかだにあっては、スポンジ、シー・アンカー、落下傘付信号、信号紅火 災及び発煙浮信号)の 2 分の 1
- 2 沿海区域を航行区域とする船舶 救難食糧、飲料水、コップ、応急医療具、船酔い薬、船酔い袋、保温具、 缶切、はさみ、笛又は同等の音響信号器、釣道具、行動指導書、生存指導書、救命信号説明表、水密電気灯、 日光信号鏡、海面着色剤並びにナイフ、あかくみ、スポンジ、シー・アンカー、落下傘付信号、信号紅炎及び 発煙浮信号(定員12人以下の救命いかだにあっては、スポンジ、シー・アンカー、落下傘付信号、信号紅炎 及び発煙浮信号)の2分の1
- 3 平水区域を航行区域とする船舶 救難食糧、飲料水、コップ、応急医療具、船酔い薬、船酔い袋、保温具、 缶切、はさみ、笛又は同等の音響信号器、釣道具、行動指導書、生存指導書、救命信号説明表、落下傘付信号、 水密電気灯、日光信号鏡、レーダー反射器又はレーダー・トランスポンダー、海面着色剤並びにナイフ、あか くみ、スポンジ、シー・アンカー、信号紅炎及び発煙浮信号(定員12人以下の救命いかだにあっては、スポ ンジ、シー・アンカー、信号紅炎及び発煙浮信号)の2分の1
- 4 第1項の規定にかかわらず、固型救命いかだには、修理用具及び充気ポンプ又はふいごを備え付けることを要しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶であってロールオン・ロールオフ旅客船(船舶設備規程第2条第4項のロールオン・ロールオフ旅客船をいう。以下同じ。)であるものに備え付ける救命いかだの数の25パーセント以上の数の救命いかだには、レーダー・トランスポンダー又は第40条の2の規定に適合する捜索救助用位

	置指示送信装置を備え付けなければならない。	
	1 第1種船 2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船(限定近海船を除く。)	
	2 返行区域又は近悔区域を加口区域とりる第2種船(限足近悔船を除く。) (救命いかだの艤装品の定着)	(救命いかだの艤装品の定着)
第25条	すべての救命いかだの艤装品は、適当な容器に収納し、かつ、救命いかだ内に定着しなければならない。ただ	
\mathcal{D}_{2}	し、水上に30分以上浮くことができる容器に収容するものにあっては、定着を要しない。	25 2.1(d) /こ/こし自己の行情がな、1次前が7/2(c/hi O 1 1 1) 5/10 (v 1 3 こ 2)
V 2	2 第15条第2項の規定は、すべての救命いかだの艤装品について準用する。	
	第3款 救命浮器	第3款 救命浮器
	(救命浮器)	(救命浮器)
第26条	救命浮器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	26.0(a) 第1款(A)は、救命浮器の材料について準用する。
	1 いずれの側を上にして浮いている場合にも有効であり、かつ、安定性を有すること。	(b) 救命浮器の任意の辺の長さ 30.5cm につき質量 7.5kg の鉄片をつるした場合に救命浮器の上
	2 積付場所から水上に投下した場合に損傷しないものであること。	部表面のいずれの部分も没水しないものであること。
	3 質量は、185キログラムを超えないこと(救命浮器進水装置を備え付けている船舶に備え付ける救命浮器	(c) 第4号の「水密空気箱」が金属製のものである場合は、次に掲げるところによること。
	を除く。)。 4 水密空気箱又はこれと同等以上の効力を有する浮体ができる限り救命浮器の外側に近く配置されているこ	(1) 板厚は、銅板又は黄銅板の場合にあっては 0.6mm以上、耐食性アルミニウム板の場合に あっては 1.0mm以上であること。
	4 水密空気相又はこれと向等以上の効力を有する存体ができる限り数句存益の外側に近く配直されていること。	めっては 1.0mm以上であること。 (2) 空気箱の長さは、120mm以下であること。
	こ。 5 十分な長さのもやい綱が取り付けられ、かつ、救命浮器の外周に救命索が取り付けられていること。	
	6 管海官庁が適当と認める構造のものであること。	のためのスチフナを設けること。
	7 定員は、8人以上であること。	(4) 空気箱は、鉄鋼部に接触して取り付けられていないこと。
	8 第8条第4号に掲げる要件	(5) 空気箱は、0.98Pa の空気圧に対して空気が漏れないものであること。
	2 膨脹により浮力が得られる救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなけ	(d) 第5号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
	ればならない。	(1) 「十分な長さ」については、投下試験の高さに 2m を加えたものを標準とする。
	1 海上において遭遇する状態における激しい摩損に耐えられるように作られた袋その他の容器に格納したもの	(2) 「もやい綱」の切断荷重は、4.9kN以上のものであること。
	であり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること。	(3) 「救命索」は、切断荷重が 2kN 以上のものとし、外径 4cm、長さは 10cm 程度の浮子を取した。 (4) は 10cm 程度の浮子を取した。 (5) は 10cm 程度の浮子を取した。 (6) は 10cm 程度の浮子を取した。 (7) は 10cm 程度の浮子を取した。 (7) は 10cm 程度の浮子を取した。 (8) は 10cm 程度の浮子を取した。 (9) は 10cm 程度の浮子を取りた。 (9) は 10cm 程度の深りた。 (9)
	2 浮力は、偶数の独立した気室に区画されることにより、又は他の同等に効果的と認められる方法により得られることにより、又は他の同等に効果的と認められる方法により得られることにより、又はその、郊が関係しない場合でも、これ、密度の	り付けた定員と同数の把握部が設けられたものであること。ただし、救命索が浮揚性のもの
	れること。この場合において、気室は、救命浮器が破損し、又はその一部が膨脹しない場合であっても適度の 浮力の余裕を確保できるように配置したものであること。	である場合は、浮子を省略して差し支えない。
	3 摂氏零下20度から摂氏40度までの範囲の温度を通じて使用することができること。	
	4 第21条第1項第18号に掲げる要件	
	(救命浮器の定員)	
第27条	救命浮器の定員は、淡水中で支えることができる鉄片の質量(単位キログラム)を14.5で除して得た最大	
	整数又は周辺の長さ(単位メートル)を 0.305 で除して得た最大整数のうちいずれか小さい数に等しいものとす	
	5.	
	2 前項の規定にかかわらず、水面上に人員を有効に支えることができる構造の救命浮器の定員は、次の各号に掲げる状の合意に終しいするとする。	
	げる数の合計に等しいものとする。 1 前項の規定により算定した数	
	2 前号に掲げる数の鉄片(1個の質量が14.5キログラムのもの)を淡水中で支えた状態における当該救命浮器	
	の浮力(単位ニュートン)を835で除して得た最大整数又は床の面積(単位平方メートル)を0.372で除して	
	得た最大整数のうちいずれか小さい数	
	第4款 救助艇	第4款 救助艇
		(A) 第1款(A)は、救助艇の材料について準用する。
taka t-	(膨脹型一般救助艇)	
第27条	膨脹型一般救助艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(膨張型一般救助艇)
の2	1 あらゆる海面状態において、海上で30日間の暴露に耐えられるものであること。	27-2.0(a) 第6号の「十分なフリーボードを有するもの」とは、定員1人当たりの質量を82.5kgとし、
	2 海水に洗われ、かつ、人員及び艤装品を満載している場合に十分な浮揚性を有すること。3 長さは、3.8メートル以上 8.5メートル以下であること。	全定員が所定の位置に着席した場合において、全周にわたり正のフリーボードを有するものを いう。
	3 長さは、3.6 / 「	(b) 21.2(a)は、第8号の規定の適用について準用する。
	060パーセントを超えない2以上のチューブにより得られること。	(c) 12 号イの「管海官庁が適当と認める燃料油装置」とは、次に掲げる換気装置を有する区画に施
	5 チューブは、膨脹した状態で、1人当たりに必要な容積を0.17立方メートルとして算定した定員分に等しい	設されたものをいう。
	容積を有すること。	(1) 暴露部に通じた吸気口(又はダクト)及び排気口(又はダクト)により、換気が適切に行われ
	6 前部のすべての気室が収縮した場合、片側の舷のすべての気室が収縮した場合並びに片側の舷のすべての気	ること。
	室及び船首の気室が収縮した場合においても十分なフリーボードを有するものであること。	(2) 吸気ダクト及び排気ダクトの当該区画内の開口端は、有効に換気が行われるよう設けられ
	7 すべての気室には、安全弁、空気抜取装置及び手動により膨脹させるための逆止弁が取り付けられているこ	ていること。
	と。ただし、管海官庁が過圧のおそれがないと認める気室にあっては、安全弁を取り付けることを要しない。	(3) 吸気口(又はダクト)及び排気口(又はダクト)の各断面積が、次式を満足すること。

8 人員及び艤装品を満載したまま水上に安全におろすために十分な強さを有すること。 (i) A≥80V V < 0.5) (ii) $A \ge (80V + 80)/3$ 9 底部及び脆弱部分に、適当な補強材が取り付けられていること。 $(0.5 \le V < 2.0)$ 10 船尾横板は、救助艇の後端から全長の20パーセントを超えて前方に位置していないこと(方形船尾の救 (iii) A≥10V+60 $(2.0 \le V)$ A: 吸気口(又はダクト)及び排気口(又はダクト)の断面積(cm²)11 海上において、遭難者の救助及び救命いかだの支援のために十分な運動性及び操縦性を有すること。 V:換気される区画の正味容積(m³)。ただし、換気される区画の正味容積が換気される 12 次に掲げる要件に適合する推進装置が取り付けられていること。 区画の総容積の20%以下の場合はこの換気される区画の総容積の0.2倍とし、同一 イ 引火点が、摂氏43度以下の燃料を使用するものでないこと。ただし、管海官庁が適当と認める燃料油装 区画に燃料タンクとバッテリーとが設けられる場合には当該区画の総容積とする。 置を有する船外機を取り付ける場合は、この限りでない。 (d) 第20号の「十分な強度」とは、本条第27号で準用する第8条第15号に掲げる救命いかだを ロ 救助艇が水から離れた状態において、冷温から始動後5分間以上連続して作動するものであること 曳航するため十分な強度をいう。 ハ 50ボルト以下の供給電圧で船舶から救助艇の電池を再充電することができる装置(救助艇の乗艇場所に (e) もやい綱及び救命索の取り付け箇所にパッチが使用されていれば、第 21 号の規定に適合し おいて船舶から切り離すことができる措置が講じられているものに限る。)又は救助艇の電池を再充電するこ ているとして差し支えない。 とができる太陽電池が取り付けられていること。 (f) 第24号の人員は、イマーション・スーツ(イマーション・スーツが救命胴衣を着用して使 ニ 第8条第14号イ、ハ及びホからワまでに掲げる要件 用するものである場合は、イマーション・スーツ及び救命胴衣)を着用しているものとする。 13 削除 14 削除 15 遭難者を海中から容易に引き上げることができるものであること。 16 救助艇の前端から長さの15パーセント以上を覆うことができる覆いが取り付けられていること。ただし、 適当な舷弧を有する場合は、この限りでない。 17 艇体の最下点付近に、次に掲げる要件に適合するドレン弁が取り付けられていること。 イ 救助艇が、船上にあるときは排水するため自動的に開き、かつ、水上にあるときは水の流入を防ぐため自 動的に閉じるものであること。 ロ 弁を閉じるための栓が取り付けられていること。この場合において、当該栓は、索、鎖等により救助艇に 取り付けられていなければならない。 ハ 救助艇の内部から容易に近づくことができる場所に取り付けられており、かつ、その場所が明示されてい ること。 18 第8条第30号イからハまでに掲げる要件に適合するかじ及びチラーが取り付けられていること。ただし、 船外機を取り付ける救助艇にあっては、この限りでない。 19 かじ及びプロペラの周辺を除き、救助艇の喫水線の上方の外周に水中の人がつかまることができる装置又 は浮揚性の救命索が取り付けられていること。 20 十分な強度を有するえい航装置が取り付けられていること。 21 もやい綱及び救命索は、気室に損傷を与えないように取り付けられていること。 22 小型の艤装品を格納するための風雨密の格納箱又は区画室を有すること。 23 転覆した場合に、人が救助艇につかまることができる装置が取り付けられていること。 24 着席者5人及び担架に横臥した者1人を搭載することができるものであること。 2.5 救助艇に取り付けるスオート、サイドシート又はいすは、十分な強さを有するものであること。 26 次に掲げる要件に適合する灯が取り付けられていること。 イ 第8条第25号ハ(1)及び(2)に掲げる要件 ロ 白色の光を上方のすべての方向に発することができること。 27 第8条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号、第13号、第15号から第18号まで、 第21号、第22号、第27号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号に掲げる要件。この場合 において、第8条第16号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と読み替えるものとする。 (固型一般救助艇) (固型一般救助艇) 第27条 固型一般救助艇は、第8条第1号から第13号まで、第15号から第18号まで、第21号、第22号、第2 27-3.2(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該救助艇に取り付ける第8条第9号に 規定する浮体が、船体との衝突等により損傷を受けることのないよう適切に保護されたもので 7号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号並びに前条第3号、第11号から第20号まで及び第 Ø 3 22号から第26号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第8条第10号 あり、かつ、第27条の2第1号に掲げる要件を満足するものであること。 及び第34号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と、同条第16号中「24時間」とあるのは「4時間」と読み 替えるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、固型一般救助艇に取り付ける第8条第9号に規定する浮体の構造を考慮して管海官 庁が差し支えないと認める場合には、同条第10号に掲げる要件に適合することを要しない。 (複合型一般救助艇) (複合型一般救助艇) 複合型一般救助艇は、第8条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号、第13号、第15号 第27条 27-4.0(a) 「管海官庁の指示する要件」は、その構造に応じ、膨脹式救助艇又は固型救助艇の要件のう Ø 4 から第18号まで、第21号、第22号、第27号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号並びに ち必要な要件を指示するものとする。その一例を次に示す。 (1) 浮力の全てを膨脹部分で受け持つ複合型救助艇にあっては、第8条第1項第5号及び第7 第27条の2第1号、第3号及び第10号から第26号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指 示する要件に適合するものでなければならない。この場合において、第8条第16号中「24時間」とあるのは 号から第11号まで並びに第27条の2第2号及び第4号から第7号までに掲げる要件 「4時間」と、同条第34号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と読み替えるものとする。 (2) 浮力の一部を膨脹部分で受け持つ複合型救助艇にあっては、第8条第1項第5号及び第7

		号から第 11 号まで並びに第 27 条の 2 第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる要件 (3) 膨脹部分が防舷材として取り付けられている複合型救助艇にあっては、第 8 条第 1 項第 5 号及び第 7 号から第 11 号までに掲げる要件
第27条 の4の2	(膨脹型高速救助艇) 膨脹型高速救助艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 長さは、6.0 メートル以上 8.5 メートル以下であること。 2 穏やかな水面において、乗員 3 人及び艤装品を搭載し、かつ、補機が作動している場合に、前進速力が 2 0 ノット以上であること。 3 穏やかな水面における次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める前進速力を有すること。イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合(口に掲げる場合を除く。) 8 ノット以上 口 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであって人員及び艤装品を満載したものをえい航している場合 2 ノット以上 4 第 2 号の 2 0 ノットの前進速力及び前号イの 8 ノットの前進速力のいずれの場合においても、4 時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。 転覆した場合に、自動的に復原するか、又は 2 人で容易に反転させることができるものであること。 遠隔操だ装置を有するものであり、かつ、当該装置が故障した場合においても救助艇の操だを行うことができる措置が講じられていること。 次に掲げる要件に適合する推進装置が取り付けられていること。 第 9 条第 1 項第 4 号へ及びニ並びに第 2 7 条の 2 第 1 2 号 7 からニまでに掲げる要件 8 牧助艇揚卸装置と連結する装置は、できる限り、救助艇と救助艇揚卸装置とを一箇所で連結できるものであ	
ttr o m fr	ること。 9 第8条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号、第13号、第17号、第18号、第21号、第22号、第27号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号並びに第27条の2第1号、第2号、第4号から第11号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第26号までに掲げる要件。この場合において、第8条第34号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。 (固型高速救助艇)	(固型高速救助艇)
第27条 の4の3	固型高速救助艇は、第8条第1号から第13号まで、第17号、第18号、第21号、第22号、第27号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号、第27条の2第11号、第15号から第17号まで、第19号、第20号及び第22号から第26号まで並びに前条第1号から第8号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第8条第10号及び第34号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。 前項の規定にかかわらず、固型高速救助艇に取り付ける第8条第9号に規定する浮体の構造を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、同条第10号に掲げる要件に適合することを要しない。	
第27条 の4の4	(複合型高速救助艇) 複合型高速救助艇は、第8条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号、第13号、第17号、 第18号、第21号、第22号、第27号、第28号、第34号から第37号まで及び第40号、第27条の2 第1号、第10号、第11号、第15号から第17号まで及び第19号から第26号まで並びに第27条の4の 2第1号から第8号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなけれ ばならない。この場合において、第8条第34号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。	
第27条 の5	 (救助艇の定員) 救助艇の定員は、次の各号に掲げる数のうちいずれか小さい数に等しいものとする。 1 推進装置及び艤装品の操作を妨げることなく、成人1人が横臥している場合において着席することができる成人の数に1を加えた数 2 管海官庁の指示するところにより座席配置を行い、それにより得られた座席の数 	 (1) 座席配置については、平均体重 82.5kg の人が救命胴衣を着用し、推進装置及び艤装品の操作を妨げることなく着座することができる数とする。 (2) 横臥した者を除く全ての乗艇者についてのいす、スオート等の座席を設ける場合、横臥している者の大きさを 1.8m×0.47mとして配置した後、13.1(a)に基づいて行う座席配置の指示 (3) 操縦者のみ座席を設け、その他の乗艇者についてはの床に着席することとする場合、操縦者用の座席については、13.1(a)によることとし、その他の乗艇者については、横臥している者の大きさを 1.8m×0.47mとして配置した後、図 13.1<1>に掲げる着席者の平面投影図
	(救助艇の艤装品)	において着席者が脚を前方に伸ばすことができるように長さを 1190mmとして、隣接する着席者相互がオーバーラップしないように行う着席位置の配置の指示 (救助艇の艤装品)

第27条	歩助艇にけ 、	炉の 実に 宝みる鯨	義装品を備え付けた	とけわげたらない	
第27末 の6	機装品の名称	大ツ双に足のる 	議表品で開た刊りる 議装品の数	よいないなならない。	
V) 0	脱衣山ツ石小	膨脹型一般救	固型一般救助	複合型一般救助	
		助艇及び膨張	艇及び固型高	艇及び複合型高	備
		型高速救助艇	速救助艇	速救助艇	
	オール又はか	1組	1組	1組	浮揚性のもの
	N / Man	1 //11	1 //12	1 //11.	11 1991 12 4 2 0 4 2
	トール・ピン又	1組	1組	1組	索又は鎖で救助艇に取り付けたもの。
	はクラッチ	1 / 1 1 1	_ // <u></u>	- /1	かいを備え付ける場合には、トール・
					ピン又はクラッチを要しない。
	ボート・フック	1本	1本	1本	浮揚性のもの。膨脹型一般救助艇、複
					合型一船救助艇、膨張型高速救助艇及
					び複合型高速救助艇にあっては、安全
					ボート・フックでなければならない。
	あかくみ	1個	1個	1個	浮揚性のもの
	バケツ		1個		
	スポンジ	2個		2個	
	ナイフ又は手	1個	1個	1 個	膨脹型一般救助艇、複合型一般救助
	おの				艇、膨張型高速救助艇及び複合型高速
					救助艇にあっては、浮揚性の安全ナイ
		. /	. /2	, h	フでなければならない。
	コンパス	1個	1個	1個	夜行のもの又は適当な照明装置を取りなければ
					り付けたものであって、ビナクルに入した。
	34 714	1 /E	1 /E	1 /III	れた効果的なもの
	<u>シー・アンカー</u> もやい綱	1個 1筋	1個 1筋	1 個 1 筋	効果的なもの
	り~い神	1 月力	1 月力 		十分な長さを有し、かり、核助艇の前 端に離脱装置で解き放すことができ
					場に離脱装置と解さ放りことができ るように取り付けられたもの
	 引き索	1筋	1 筋	1 筋	浮揚性のものであって救命いかだを
	りて赤	1 7//	1 70/0	1 7//	えい航するため十分な長さ及び強度
					を有するもの
	修理用具	1式		1式	気室の破損を修理するため必要な用
	12 12 14 14 14				具を袋その他の容器に入れたもの
	充気ポンプ又	1個		1個	
	はふいご				
	応急医療具	1式	1式	1式	管海官庁が適当と認めるもので、水密
					容器に入れたもの
	保温具	2個又は定員	2個又は定員		第29条の4の規定に適合するもの
		の10パーセ		10パーセント	
		ントを収容す		を収容するため	
		るため十分な			
		数のうちいず れか大きい数	数のうちいず れか大きい数	いずれか大きい 数	
	 浮輪	2個	2個	2個	長さ30メートル以上の浮揚性の索
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				長さる0 / 一下ル以上の存物性の系 に結び付けられたもの
	笛又は同等の	1個	1個	1個	10/10 111/ DAU/C 0 V
	音響信号器		+ II드I	4 II⊏I	
	水密電気灯	1個	1個	1個	第37条の規定に適合するもの。予備
					電池1組及び予備電球1個を水密容
					器に入れておかなければならない。
	VHF 無線通信	1個	1個	1個	管海官庁が適当と認めるもの
	装置				
	レーダー反射	1個	1個	1個	効果的なもの
	器				

| 27-6.0(a) 14.1 は、救助艇の艤装品について準用する。

(b) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、水密かつ両手を使うことなく通話ができるものをいう。なお、第 41 条の規定に適合する持運び式双方向無線電話装置は、水密かつ両手を使うことなく通話ができる場合に限り、管海官庁が適当と認めるものとして扱って差し支えない。

	持運び式消火 器	1個	1個	1個	泡その他油火を消火する を放出する管海官庁が通		
					型式のもの	型コであるの	
	2 前項の規定にz (救助艇の艤装品		_{股救助艇には、VI}	IF 無線通信装置を仮	備え付けることを要しない。		
第27条			艤装品について準	用する。			
の7	ケーサ ファル						Mr. H. Zollo M. A. B. B.
	第5款 その何	型の数命器具					第5款 その他の救命器具 (救命浮環)
第28条	1 14.5キロ 2 外周に沿って	ュグラムの質量(てつかみ綱が取	の鉄片を淡水中で り付けられている	こと。	ことができること。	÷ (28.0(a) 救命浮環の材料については、次に掲げるところによること。 (1) 固型コルク又はこれと同等以上の効力を有すること。 (2) 第 1 款(A)に掲げる基準を満たすものであること。 28.1(a) 第 2 号の「つかみ綱」については、次に掲げるところによること。
	の高さが18 所に積み付け と。 4 内径は40	メートル(第1章 られる救命浮環 センチメートル	種船又は第3種船 にあっては、当該 以上、外径は80 [、]	に備え付ける救命浮 漬付場所)から水上 センチメートル以下		ル)を超える場 いものであるこ	(1) 直径は9.5mm以上、長さは外径の4倍以上であること。(2) つかみ綱は、等しい距離にある4点で浮環に結ばれていること。(b) 21.1(a)は、第3号の「水面からの高さ」について準用する。
	ラム(当該離版 でなければなり 6 全体が2秒版	脱装置を作動さ うない。 間火炎中を通過	せるために必要なした後、燃焼又は	質量が 4 キログラム 融解を続けないもの			
	8 第8条第1号 2 救命浮環は、別 を要する気室に。	号及び第4号に 丁心草、コルク	掲げる要件	若しくはその他の散	きるものであること。	膨脹させること	
第29条	(救命胴衣) 救命胴衣は ※	かに掲げる要件)	に商合するもので	なければならない。			(救命胴衣) 29.0(a) 救命胴衣の材料は、海水、油等により影響を受けないものであること。
312 0 X	1 淡水中におい 用の救命胴衣い 上維持するこ。	ヽて、口が水面_ こあっては、管液 とができるもの	ヒ12センチメー 海官庁が適当と認 であること。	トルの高さ (小児 (1 める高さ) になるま	才以上12才未満の者をい で人を持ち上げるための浮		(b) 「小児用の救命胴衣」とは、幼児(1 歳以上 4 歳未満のものをいう。以下同じ。)に係る救命胴衣(以下「幼児用救命胴衣」という。)及び子供(4 歳以上 12 歳未満のものをいう。以下同じ。)に係る救命胴衣(以下「子供用救命胴衣」という。)をいう。
	3 散粒状物質	を詰めたものに	よって浮力を得る	ものでないこと。	を超えて減少しないこと。		29.1(a) 第1号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 「水面上十二センチメートル」の確認は、12個以上の救命胴衣の平均値において、MSC決
	ないように作り	られたものであ	ること。		法で着用した場合にも着用: るように作られたものであ		議 81(70)(改正された場合には、当該改正後の決議)に適合する標準参考胴衣(以下「RTD」という。)であって大人用のものを着用した場合に得られる平均高さ以上の高さであることの確認により行うこと。
	6 4.5メー をあげた状態 もに、損傷し ⁷	トルの高さから で水中に飛び降 ないものである	換命胴衣を押さえば りた場合において、 こと。	た状態で水中に飛び 、着用者に傷害を与	降りた場合及び1メートル えず、着用者から外れない	の高さから両腕	(2) 「管海官庁が適当と認める高さ」とは、12 個以上の小児用の救命胴衣の平均値において、 RTD を着用した場合(子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ子供用 RTD 及び 幼児用 RTD を着用すること。)に得られる平均高さ以上の高さとする。
	8 水中におい [*] 9 耐食性材料 [*]	て他の救命胴衣 で作られた笛が	と連結することが ひもで取り付けら				(b) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 「容易に着用できる」とは、着用方法を実演で示すことなく、 75 パーセントの人が1分 以内に正確に着用することができ、かつ、着用方法を実演で示した後、全ての人が1分以内 に正確に着用できることをいう。この場合において、小児用救命胴衣にあっては、着用の援
		效命艇又は救命	いかだへ引き上げ		に作られたものであること。	0	助をして差し支えない。 (2) 「誤って着用されない」とは、裏返しでも着用できるか、又は明らかに1つの方法でしか着
	ればならない。				か、次に掲げる要件に適合		用できないことをいう。 (3) 体重 140kg まで又は胸囲 1,750mm までの者が着用できない場合には、着用できるように
		膨脹するもので	あること。	ること及び索を引く	ことその他同様に簡単かつ	効果的な方法に	適切な補助具を備えること。 (4) 紐を結ぶことを要しない、迅速で明確な締め具を備えるものであること。 (5) 第 32 条の 2 の救命胴衣灯に連絡することができること。
	3 口によって	ら膨脹させるこ	とができること。	に掲げる要件に適合	するものであること。		(c) 第5号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 胴体の後方への傾斜は、6個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合(救
	5 第8条第2号				, <u> </u>		命胴衣(小児用の救命胴衣を除く。)、子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ 大人用 TD、子供用 RTD 及び幼児用 RTD を着用すること。(2)及び(3)において同じ。)の傾
	5 第8条第2号	号及び第3号に	掲げる要件 				

		(2) 水平面に対する顔面の角度は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した
		場合の角度から 5° を引いた角度以上とする。 (3) 水中において意識不明者をいかなる姿勢からも口が水面から出るような姿勢にに変える ことができる時間は、12 個以上の救命胴衣の平均値において、RTD を着用した場合に要す
		ことができる時間は、12 個以上の数印刷及の平均値において、KID を有用した場合に要する平均時間よりも短い時間であること。
		(4) 体を曲げた姿勢で浮遊している状態及びそこから着用者の姿勢が不安定になった状態か
		らでも、顔面が上を向く安定姿勢に戻すことができること。
		(d) 第 10 号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 小児用の救命胴衣にあっては、救命艇又は救命いかだへの乗込みにおいて、大人の援助を
		・・・(I) 小児用の牧師胴及にあっては、牧師艇又は牧師いかだへの衆込みにおいて、人人の後期を ・・・・・必要とするものであっても差し支えない。
		(2) 自由降下式救命艇以外の全閉囲型救命艇において使用される救命胴衣についての「着席を
		妨げない」とは、座席の安全ベルトによる体の固定を妨げないことをいう。
		(3) 自由降下式救命艇において使用される救命胴衣にあっては、ハーネスによる体の固定中に
		おいては救命胴衣を脱いだ状態として差し支えない。ただし、救命艇内において容易に着脱でき、かつ、脱いだ救命胴衣を救命艇内に保管している場合において着席及び救命艇の操作
		を妨げないものであること。
	(イマーション・スーツ)	(イマーション・スーツ)
第29条 の2	イマーション・スーツは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、救命胴衣 を着用して使用するものにあっては、救命胴衣を着用した状態で適合するものでなければならない。	29-2.0(a) 29.0(a)は、イマーション・スーツの材料について準用する。 (b) 救命胴衣を着用して使用するイマーション・スーツは、当該イマーション・スーツの上に救
0) 2	を有用して使用するものにあっては、秋中間なを有用した状態で適合するものでなりればならない。 1 十分な保温性を有すること。	
	2 容易に着用できるものであること。	(c) 第1号の規定の適用については、次に掲げるイマーション・スーツの種類に応じ、それぞれ
	3 顔面を除き、体の全体を覆うものであること。(手袋によって覆う場合を含む。)	次に掲げるところによること。
	4 脚部の空気を取り除くための措置が講じられていること。	(1) 固有の断熱性のない材料で作られたイマーション・スーツ
	5 水中において安全な浮遊姿勢となるように作られたものであること。 6 4.5メートルの高さから水中に飛び降りた場合において、内部に過度の浸水をせず、着用者から外れない	暖かい衣服とともに着用して、4.5m の高さから着用者が水中に飛び込んだ後、5℃の循環水の中で1時間経過しても着用者の直腸温度が 2℃を超えて低下しないものであること。この
	ものであるとともに、損傷しないものであること。	場合において、当該イマーション・スーツには、暖かい衣服とともに着用すべき旨の表示が
	7 水中において他のイマーション・スーツと連結することができるものであること。	されていること。
	8 退船時の作業ができるものであること。	(2) 固有の断熱性を有する材料で作られたイマーション・スーツ
	9 第28条第1項第6号から第8号まで並びに前条第1項第2号、第3号、第7号及び第9号から第11号までに掲げる要件	4.5m の高さから着用者が水中に飛び込んだ後、0℃から 2℃までの循環水の中で 6 時間経過 しても、着用者の直腸温度が 2℃を超えて低下しないものであること。
		(d) 第2号の「容易に着用できるもの」とは、2分以内に何の援助もなく着用できるものをいう。
		この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあっては救命胴衣の着用時間を、固有
		の断熱性の材料で作られたものにあっては関連衣服の着用時間を、また、口によって膨張させ
		る気室がある場合は当該気室を膨らませる時間をそれぞれ含むものとする。 (e) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
		(1) 浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われるものとするこ
		ے ۔
		(2) 手袋によって手の部分を覆う場合は、当該手袋は、取り外しできないように紐でイマーション・スペース・ツトゥなぐ笠・ヴェイマーション・スペース・ツトゥダースストのできること
		ョン・スーツとつなぐ等、常にイマーション・スーツと連絡しているものであること。 (f) 第5号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
		(1) 鼻と口が水面上 120mm以上の位置となるものであること。
		(2) 着用者がいかなる姿勢からも 5 秒以内に上向きの姿勢になることができるものであるこ
		と。 (**) 笠で早の「温度に浸水」には、500~な初らて浸水することないる
		(g) 第6号の「過度に浸水」とは、500gを超えて浸水することをいう。 (h) 第8号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
		(1) 5m以上の垂直はしごを昇降することができること。
		(2) イマーション・スーツを着用した場合に 120°以上の横方向の視界を有すること。
		(3) 歩行、前屈及び腕の運動が容易にできること。 (3) 第 0 号の規定による第 20 条第 1 項第 0 号の更供は、教会胴衣を美田して使用するイマーショ
		(i) 第9号の規定による第29条第1項第9号の要件は、救命胴衣を着用して使用するイマーション・スーツには、適用しない。
	(耐暴露服)	(耐暴露服)
第29条	耐暴露服は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	29-3.0(a) 29.0(a)は、耐暴露服の材料について準用する。
の3	1 70ニュートン以上の浮力を有するものであること。	(b) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) ※ 接出能で1時間に200m な初えて浸水せることのないとる合身が悪われていること。
	2 頭部、手及び足首から先の部分を除き、体の全体を覆うものであること。(フード及び手袋によって覆う場合を含む。)	(1) 浮遊状態で 1 時間に 200g を超えて浸水することのないよう全身が覆われていること。 (2) フード及び手袋によって頭部及び手の部分を覆う場合は、当該フード及び手袋は、取り外
<u> </u>	сµО0 /	

	 3 持運び式双方向無線電話装置を収納することができること。 4 救命胴衣を容易に着用することができるように作られたものであること。 5 第28条第1項第6号から第8号まで、第29条第1項第7号、第9号及び第10号並びに前条第1号、第2号及び第5号、第6号及び第8号に掲げる要件 	しできないように紐で耐暴露服とつなぐ等、常に耐暴露服と連絡しているものであること。 (c) 第5号の「容易に着用することができる」とは、何の援助もなく救命胴衣を着用することができることをいう。 (d) 第5号の規定の適用については、次に掲げるものを除き、本号において準用する各規定に基づく船舶検査心得に定めるところによる。 (1) 本号により引用される第29条第1項第7号の適用については、25m以上泳ぐことを妨げないものであること。 (2) 本号により引用される第29条の2第1号の規定の適用については、着用者が水中に飛び込んだ後、5℃の循環水の中で、最初の30分を経過した後、1時間毎に着用者の直腸温度が1.5度を超えて低下しないものであること。この場合において、固有の断熱性を有しない材料で作られた耐暴露服にあっては、暖かい衣類とともに着用すべき旨の表示がなされていること。 (3) 本号により引用される第29条の2第5号の規定の適用については、29・2.0(f)によるほか、救命胴衣を着用しない場合において、鼻と口が水面上50mm以上の位置となるものであること。
第29条 の4	(保温具) 保温具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 着用したまま泳ぐことができないものにあっては、水中で容易に脱ぐことができるものであること。 2 摂氏零下30度から摂氏20度までの範囲の温度を通じて使用できるものであること。 3 第8条第1号及び第29条の2第1号から第3号までに掲げる要件	(保温具) 29-4.0(a) 29.0(a)は、保温具の材料について準用する。 (b) 第3号の「容易に脱ぐことができる」とは、2分以内に脱ぐこと ができることをいう。 (c) 第3号により引用される第29条の2第1号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 保温具は、7,800W/(m²・K)以下の熱伝導率を有する材料で作られたものであること。 (2) 着用者の体から対流及び気化による熱損失を減ずるものであること。
第30条	(教命索発射器) 救命索発射器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 救命索を合理的な正確さで230メートル以上運ぶことができること。 2 4個以上の発射体及び4本以上の救命索が備え付けられていること。 3 取扱いが容易であり、かつ、使用者に危険を及ぼさないものであること。 4 持運びが容易であり、かつ、60度以上の仰角をとることができること。 5 発射体は、水密の筒の中に収納されていること。 6 救命索、点火装置及び前号の筒は、風雨密の容器に収納されていること。 7 使用方法が前号の容器に簡潔な記述又は図解により表示されていること。 8 第8条第1号に掲げる要件 2 救命索発射器に使用する救命索は、合成繊維索又はこれと同等以上の効力を有するものであつて、長さ320メートル以上、引張り強さ200にユートン以上のものでなければならない。	(救命索発射器) 30.1(a) 第7号の表示に代えて、使用方法に関する手引書を備え付けることとして差し支えない。
第30条の2	(教命いかだ支援艇) 教命いかだを運航する船員が乗り込んでいない教命いかだを支援するための艇(以下「教命いかだ支援艇」という。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 海上において、十分な復原性及び強さ並びに人員及び艤装品を満載した場合において十分なフリーボードを有すること。 2 外部における長さは、8.5メートル以下であること。 3 人員及び艤装品を満載した場合において平水における前進速力が4/ット以上であること。 4 あらゆる状態で容易に始動することができる発動機を備えていること。 5 かじ及び操だ装置又はこれらに代わるものを備えていること。 6 後進のための装置を備えていること。 7 プロペラにより遭難者又は救命いかだが傷害又は損傷を受けるおそれがないようにプロペラの周囲に適当な保護装置が取り付けられていること。 8 救命いかだを支援するのに十分な燃料を備えていること。 9 移動式の燃料油タンクを備える場合には、当該燃料油タンクを艇体に固定させることができる装置が取り付けられていること。 1 0 外周の適当な箇所に救命索が取り付けられていること。 1 1 構造及び形状は、海上において遭難者の救助のため使用するのに適したものであり、かつ、接触による損傷を救命いかだに与えるおそれのないものであること。 1 2 人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ支援艇進水装置により安全に進水させることができること。 1 3 救命いかだを引くための適当な装置が取り付けられていること。 1 4 定員は、4人以上であること。	(教命いかだ支援艇) 30-2.1(a) 当該支援艇の速力における 12 時間以上の連続運転に必要な燃料を備えているものは、第 8 号の「救命いかだを支援するのに十分な燃料を備えている」と認めて差し支えない。

	2 膨脹により浮力が得られる救命いかだ支援艇は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するも	
	のでなければならない。	
	1 海上において遭遇する状態における激しい摩損に耐えられるように作られた袋その他の容器に格納したもの	
	であり、迅速に、膨脹させ、かつ、組み立てることができること。	
	2 独立した気室に区画することにより、又は他の同等に効果的と認められる方法により、救命いかだ支援艇が	
	損傷し、又はその一部が膨脹しない場合であっても乗船者を水上に支えることができる適度の浮力の余裕及び	
	安定性を確保することができること。	
	3 人体に対して無害な気体を使用して、索を引くことその他同様に簡単かつ効果的な方法により自動的に膨脹	
	できるものであること。高圧ガス容器を使用する場合にあっては、高圧ガスを充てんするための容器(高圧ガ	
	ス保安法の規定に適合するもの)及び充てん装置は、気室の外側に格納され、かつ、常時安全に保たれるよう	
	に保護されていること。	
	4 できる限り軽量であること。	
	5 救命いかだ支援艇進水装置と連結することができる装置が取り付けられていること。	
	6 船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだ支援艇を保持するための装置が備え付けられ	
	ていること。	
	3 第85条の3第2項の規定により救命いかだ支援艇進水装置を備え付けない船舶に備え付ける救命いかだ支援	
	艇については、第1項第12号並びに前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。	
T	(救命いかだ支援艇の定員)	
第30条	救命いかだ支援艇の定員は、座席設備に相当する人員(成人が着席したときに、支援活動及び推進装置の操作	
Ø 3	を妨げないように定められたものをいう。)以下で管海官庁が当該救命いかだ支援艇の浮力等を考慮して適当と認	
	める数とするものとする。	
	2 前項の規定にかかわらず、膨脹式の救命いかだ支援艇の定員は、膨脹した状態における床(スオートの占める	
	部分を含む。)の面積(単位平方メートル)を 0.372 で除して得た最大整数以下で管海官庁が当該救命いかだ支援	
	艇の浮力等を考慮して適当と認める数とするものとする。	
	(救命いかだ支援艇の艤装品)	
第30条	教命いかだ支援艇には、次の表に定める艤装品を備え付けなければならない。	
04	様装品の名称 様装品の数 備 考	
V) 4	深き輪 1個 十分な長さの浮揚性の索に結びつけられたもの	
	あかくみ 1個	
	バケツ 1個	
	スポンジ 1個	
	かい 2本 フック付きかい二本をもつて代えることができ	
	ボート・フック 1本 る。	
	充気ポンプ又はフイゴ 1個 膨脹式の救命いかだ支援艇に限る。	
	トランジスタメガホン 1個	
	引き索 1 筋 十分な長さのもの	
	携帯電灯 1個 防水型のもの	
	(遭難者揚収装置)	(遭難者揚収装置)
第30条	遭難者揚収装置は、次に掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなけれ	30-5.0(a) 「管海官庁が指示する要件」とは、遭難者揚収装置の構造に応じて次に掲げる要件をいう。
加 30米 の5	道無有物权表直は、外に拘りる安性のはか、その構造に応じ自由自力の指外する安性に適宜するものでなりが ばならない。	(1)又は(2)のいずれにも適合せず、かつ、これらと同等の性能を有すると認められる遭難者揚収
V) 0	1 海上において遭難者を収容することができる装置及び収容した遭難者を安全かつ迅速に甲板上に移動するこ	装置にあっては、資料を添えて検査測度課長に伺い出ること。
	とができる装置により構成されていること。	(1) プラットフォームを有する降下式乗込装置と同様の構造を有するものにあっては、次に掲
	2 前号の海上において遭難者を収容することができる装置は、遭難者が水中又は救命艇若しくは救命いかだか	(1) ノノットノオームを有する降下式来込表直と向様の構造を有するものにあっては、状に掲し げる要件
		りる要件 (i) プラットフォームから甲板上に安全に移乗することが出来るはしご等の装置が取り付
	ら容易に乗り込むことができるものであり、かつ、十分な面積を有するものであること。	
		けられていること。 (**) 横りしたした田原士ファルが出来る動力機様状異が取り付けられているこ
		(ii) 横臥した人を甲板上に揚収することが出来る動力機械装置が取り付けられているこ
		(iii) 第 47 条の 2 各号(第 8 号を除く。)に掲げる要件
		(iv) 第97条第2項の表降下式乗込装置の項に掲げる事項が表示されていること。
		(2) プラットフォーム及び揚卸装置により構成されるものにあっては、次に掲げる要件
		(i) プラットフォームは、次に掲げるところに適合するものであること。
		(イ) 非常に見やすい色のものであること。
		(ロ) 自動的にあかくみできる装置が取り付けられていること。
		(ハ) 100kg の質量を支えることができる強度を有する乗込台が取り付けられた乗込口を
		2 箇所以上有すること。

Г		(二) 船側に衝突した場合に大員が転落することを防止するための措置が講じられている
		(二) 船側に衝突した場合に人員が転落することを防止するための措置が講じられていること。 (木) ブラットフォームを船側に固定するための索が取り付けられていること。 (ヘ) 第 25 条第 1 項に掲げる艤装品のうち次に掲げるものが備え付けられていること。 1) 浮環 2) ナイブ((ホ)の索が取り付けられている部分の付近に収納されていること。) 3) 修理用具(膨脹式のプラットフォームに限る。) 4) 充気ボンブ又はふいご膨脹式のプラットフォームに限る。) (ト) 第 21 条第 1 項第 6 号(教命索に係る部分に限る。)及び第 17 号並びに同条第 4 項第 6 号に掲げる要件 (チ) 膨脹式のプラットフォームにあっては、(イ)から(ト)までに掲げる要件のほか、第 21 条第 1 項第 14 号、第 15 号、第 18 号、第 19 号及び第 90 条第 1 項第 11 号に掲げる要件並びに 21.4(a) (リ) 固形のブラットフォームにあっては、(イ)から(ト)までに掲げる要件のほか、第 23 条第 1 項第 4 号に掲げるところに適合するものであること。 (イ) 人員を満載したプラットフォームを 0.3m/s 以上の速度で揚収することが出来る動力機械装置が取り付けられていること。 (ロ) 第 44 条第 1 項第 1 号、第 7 号、第 9 号及び第 45 条第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる要件 (iii) 次に掲げる事項が表示されていること。 (イ) 定員 (ロ) 投下試験の高さ (ハ) 製造年月 (二) 製造番号 (ホ) 製造者名 (ヘ) SOLAS (iv) 救命いかだと明確に識別できるよう表示がされていること。 (b) 第 2 号の「十分な面積」とは、9 m²以上の面積をいう。
	第2節 信号装置	(D)
第31条	(自己点火灯) 発炎式の自己点火灯は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 木上に投下したとき直ちに自動的に発光し、風浪中においても正しい姿勢を保つことができること。 上方のすべての方向に2カンデラ以上の白色の光を2時間以上連続して発することができること。 18メートル(第1種船又は第3種船に備え付ける自己点火灯にあっては、30メートル)の高さ(水面からの高さが18メートル(第1種船又は第3種船に備え付ける自己点火灯にあっては、30メートル)を超える場所に積み付けられる自己点火灯にあっては、当該積付場所)から水上に投下した場合にその機能を害しないものであること。	(自己点火灯) 31.1(a) 21.1(a)は、第3号の「水面からの高さ」について準用する。
第32条	(自己発煙信号) 自己発煙信号は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 点火して水上に投下したとき、水面に浮遊しながら十分な量の非常に見やすい色の煙を15分以上連続して発することができること。 2 水中に10秒間全没した後も煙を発し続けるものであること。 3 前条第1項第3号から第6号までに掲げる要件	(自己発煙信号) 32.0(a) 第1号の「非常に見やすい色」とは、オレンジ色を標準とする。
第32条	(救命胴衣灯) 救命胴衣灯は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	

Ø 2	1 上方のすべての方向に 0.75 カンデラ以上の白色の光を 8 時間以上連続して発することができること。 2 救命胴衣に連絡することができること。この場合において、できる限り上方のすべての方向から視認できな	
	ければならない。	
	3 第8条第1号から第3号までに掲げる要件	
	2 閃光式の救命胴衣灯は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
	1 上方のすべての方向に 0.75 カンデラ以上の白色の閃光を一定の間隔で毎分50回以上70回以下発するこ	
	とができること。	
	2 手動のスイッチが取り付けられていること。	
	(落下傘付信号)	
第33条	落下傘付信号は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
	1 ロケット作用その他これに相当する方法により上昇し、高さ300メートル以上の箇所において開傘し、か	
	つ、点火し、毎秒5メートル以下の速度で落下しながら3万カンデラ以上の赤色星火を40秒以上発すること	
	ができること。	
	2 燃焼している間、落下傘及び附属品が損傷しないものであること。	
	3 点火のための装置が装着されていること。	
	4 点火に危険がなく、かつ、不時に発火しない品質のものであること。	
	5 短銃式その他これに類似する方式により発射されるもので、かつ、使用の際危険を生じないものであること。	
	6 防湿性包装材料で密封されていること。	
	7 使用方法が信号本体に簡潔な記述又は図解により表示されていること。	
	8 第8条第1号に掲げる要件	
tata tr	(火せん)	
第34条	火せんは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
	1 ロケット作用その他これに相当する方法により上昇し、おおむね高さ150メートルの箇所において爆発し、	
	250カンデラ以上の赤色星火を3秒以上発することができること。	
	2 前条第4号から第8号までに掲げる要件 (5月15年)	
Mr o E A	(信号紅炎)	
第35条	信号紅炎は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
	1 15000カンデラ以上の紅色の炎を1分以上連続して発することができること。	
	2 水中に10秒間全没した後も燃焼を続けるものであること。	
	3 第33条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる要件 (発煙浮信号)	(発煙浮信号)
第36条	(発煙存信号) 発煙浮信号は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(免煙存信号) 36.0(a) 32.0(a)は、第1号の「非常に見やすい色」について準用する。
- 第30年	発達は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 点火して水上に投下したとき、水面に浮遊しながら十分な量の非常に見やすい色の煙を3分以上連続して発	30.0(a) 52.0(a)は、第1号の子市に兄やりい巴」について平用りる。
	1 点人して小工に扱うしたとさ、小面に存近しながら「分な重の弁帯に見てすべきの座を3分以工連続して完 することができること。	
	2 第8条第1号から第3号まで、第32条第2号並びに第33条第4号、第6号及び第7号に掲げる要件	
	(水密電気灯)	(水密電気灯)
第37条	水密電気灯は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	37.0(a) 第1号の「モールス符号の信号を行うことが出来る形状及び構造のものとは、次に掲げると
37017	1 モールス符号の信号を行なうことができる形状及び構造のものであること。	ころに適合するものをいう。
	2 水密が完全であり、2メートルの高さから軸心を水平にして木板上に投下した場合にその機能を害しないも	(1) 1分間に 180 回以上のモールス符号の点滅を厚い手袋をはめたままで1分間以上容易にで
	のであること。	きるための適当な形状及び構造のものであること。
	3 射光は、3メートル離れた面を直径25センチメートルの円形に照射する程度に指向性を有し、かつ、軸光	(2) 水密電気灯に使用する電球を負荷として 70℃及び-10℃の状態で電池の電圧及び主電流
	度が100カンデラ以上のものであること。	を測定した場合に、 -10 $^{\circ}$ の状態における値は 70 $^{\circ}$ の状態における値の 80 %以上であるこ
	4 つり下げ用のひもが取り付けられていること。	المراجعة ا المراجعة المراجعة ا
		(3) 電球の公称電圧で点灯した場合に、断線するまでの時間が 5 時間以上のものであること。
		(4) 水密電気灯に定格電圧及び定格電流を通電し、スイッチの開閉を開閉速度毎分 20 回の割
		合で 10,000 回連続して行った場合に異常のないものでなければならない。
		(5) 各局の間及び充電部と非充電金属部との間の絶縁抵抗値が 10MΩ以上であること。
		(b) 第2号の「水密が完全であり」とは、水中1mの位置に24時間浸した場合に内部に浸水しな
		いことをいう。
		(c) 第3号の「射光が3m離れた面を直径25cmの円形に照射する程度に指向性を有し、かつ、軸
		光度が 100cd 以上のもの」とは、こう柱角は 8°以下、光軸から 0.5°以内及び 1 度以内の光度
		は最大光柱角度のそれぞれ 60%以上及び 30%以上であり、かつ、30 分後の光軸光度が 100cd
		以上であることをいう。
the contra	(日光信号鏡)	
第38条	日光信号鏡は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	

	1 平滑な両面鏡であって、有効反射面積は、おおむね110平方センチメートルの大きさのものであること。	
	2 鏡の中央に直径5ミリメートルののぞき穴が設けられていること。	
	3 2メートルの高さから木板上に投下した場合に損傷しないものであること。	
	4 前条第4号に掲げる要件	(交担前在我先生与10年第四年出版三年的15年3年117年)
第39条	(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 39.0(a) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、次に掲げるところによる
労り3米	1 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるもので	35.0個 特物生態乳追用生物用非市用性直拍小無條係職表直に グーンは、次に拘りるところによること。
	1 作品の原に優乳追開生及の円近の肌上機に対し必要な自身を有効確実に、かつ、自動的に光信できるものであること。	(1) 海水、油及び両者の混合物により影響を受けないものであること。
	2 水密であり、水上に浮くことができ、かつ、20メートルの高さから水上に投下した場合に損傷しないもの	(2) 太陽にさらされても品質に影響を受けないものであること。
	であること。	(3) -30℃から 70℃までの周囲温度において品質に影響を受けないものであること。
	3 信号を発信していることを表示できるものであること。	(b) 第1号の「有効確実に、かつ、自動的に発信できるもの」とは、次に掲げる状態において作動
	4 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。	できるものをいう。
	5 夜間において、自動的に 0.75 カンデラ以上の光を周期的に発するものであること。	(1) −20℃から 55℃までの周囲温度
	6 浮揚性の索が取り付けられたものであること。	(2) 着氷
	7 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。	(3) 相対風速 100 ノット
	8 48時間以上連続して使用することができるものであること。	(c) 第2号の「水密」とは、水没状態に移行するまでの間に45℃温度変化があり、水深10mの位
	9 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。	置に5分間浸した場合に内部に浸水しないことをいう。
	10 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。	(d) 第7号の「誤作動を防止するための措置」とは、次に掲げる措置をいう。
	11 第8条第4号に掲げる要件	(1) 手動により遭難信号を発信するための専用スイッチを有し、かつ、当該スイッチは次に掲
		げる要件に適合すること。
		(i) 他のスイッチと明確に区別できること。
		(ii) 不用意な操作から保護されていること。
		(2) 手動による遭難信号の発信には、独立した2以上の操作を要すること。
		(3) 手動により離脱装置から取り外した場合に自動的に遭難信号を発信するものでないこと。
		(e) 8.0(a)は、第 11 号により引用される第 8 条第 4 号の規定の適用について準用する。
第39条	(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければ	(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 39-2.0(a) 39.0(a)は、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置について準用する。
第39条	升子物空極軌道倒生利用升吊用位直指小無稼停載表直は、次に拘りる安件に適合するものでなり40kg ならない。	59°2.0(a)
V) Z	1 非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。	きるものをいう。
	2 前条第3号、第4号及び第7号から第10号までに掲げる要件	(c) 39.0(d)は、第2号により引用される第39条第7号の規定の適用について準用する。
	(レーダー・トランスポンダー)	(レーダー・トランスポンダー)
第40条	レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	40.0(a) 39.0(a)は、レーダー・トランスポンダーについて準用する。
	1 非常の際に付近の他の船舶又は航空機のレーダーに対し有効かつ確実に応答することができるものであるこ	(b) 第1号の「有効かつ確実に応答することが出来るもの」とは、次に掲げる要件に適合するもの
	と。	をいう。
	2 非常の際に未熟練者でも使用することができること。	(1) 少なくとも 10 海里以内の高さ 15mの航海用レーダーに対し、応答できること。
	3 レーダーに応答したことを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。	(2) 少なくとも 30 海里以内の高さ 3,000 フィート、最高出力 10 キロワットの航空機レーダー
	4 待機状態であることが表示できるものであること。	に対し、応答できること。
	5 水密であり、かつ、20メートルの高さから水上に投下した場合に損傷しないものであること。	(3) -20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。
	6 水上に浮くことができ、かつ、浮揚性の索が取り付けられたものであること(救命艇等と一体となって備え	(4) 救命艇又は救命いかだに備え付けられた場合の空中線高さは、海面から 1m以上であるこ
	付けられている場合を除く。)。 7 96時間の待機状態を続けた後、8時間以上連続して応答することができるものであること。	と。 (c) 第5号の「水密」の規定については、39.0(c)を準用する。
	8 第8条第4号並びに第39条第4号、第7号及び第10号に掲げる要件	(d) 8.0(a)は、第8号により引用される第8条第4号の規定の適用について準用する。
第40条	(捜索救助用位置指示送信装置)	(捜索救助用位置指示送信装置)
\mathcal{O}_2	捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	40·2.0(a) 39.0(a)は捜索救助用位置指示送信装置について準用する。
	1 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるも	(b) 第1号の「有効かつ確実に発信できるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。
	のであること。	(1) 空中線高さを海面から 1m 以上にできること。
	2 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。	(2) 起動後、1分以内の間隔で情報を送信できること。
	3 96時間以上連続して使用することができるものであること。	(3) 内部に位置情報源を備え、現在の位置を AIS メッセージにより送信できること。
	4 第8条第4号、第39条第4号、第7号及び第10号並びに前条第2号、第5号及び第6号の要件	(4) 少なくとも 5 海里以内の船舶に対し送信できること。
		(5) 現在の位置及び測位システムとの時間同期が失われた場合にも送信を続けることがで
		きること。
		(6) - 20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。
		(c) 8.0(a)は、第4号により引用する第8条第4号の規定の適用について準用する。
		(d) 第4号により引用する第40条第5号の「水密」の規定については、39.0(c)を準用する。
	(持運び式双方向無線電話装置)	(持運び式双方向無線電話装置)

第41条	持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 非常の際に救命艇相互間、船舶と救助艇との間等で有効かつ確実に通信を行うことができるものであること。	41.0(a) 39.0(a)は、持運び式双方向無線電話装置について準用する。 (b) 第1号の「有効かつ確実に通信することができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するもの
	2 容易に持ち運ぶことができること。	をいう。
	3 周波数の選択が容易であり、かつ、選択した周波数を明確に識別することができるものであること。 4 無線電話遭難周波数を含む2以上の周波数において通信を行うことができるものであること。	 (1) -20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。 (2) 外部にスケルチ制御装置を設けたものであること。
	5 周波数の選択のための操作以外は、片手で行うことができるものであること。6 スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから5秒以内に作動するもの	(3) 受信機の感度は受信機入力起電力が 2 マイクロボルト以下の場合、信号対雑音比は、20dB 以上であること。
	であること。 7 水密であり、かつ、1メートルの高さから木板上に投下した場合にその機能を害しないものであること。	(c) 第3号の「明確に識別できるもの」のうちチャンネル16は、特に外部のいかなる射光条件に おいても確認できること。
	8 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。	(d) 第7号の「水密」とは、水没状態に移行するまでの間に 45℃温度変化があり、水深 1m の位置に5分間浸した場合に内部に浸水しないことをいう。
	9 小型軽量であり、かつ、使用者の衣服に容易に取り付けることができるような措置が講じられているものであること。	(e) 第 10 号の「つり下げ用のひも」とは、首又は手首にかけることができるひもであって、巻き込み事故等を防ぐために適当なウィークリンクを安全上の理由から備え付けたものをいう。
	10 つり下げ用のひもが取り付けられていること。 11 手袋を着用している場合においても容易に操作できるものであること。	(f) 第11号の「手袋」とは、第29条の2で定めるイマーションスーツのものをいう。 (g) 第12号の「電池」は、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に掲げる要件に適合すること。
	12 電源は、装置と一体となった電池により得られるものであること。	(1) 使用者が電池を交換できる場合
	13 送信時間と受信時間の比が1対9である場合において8時間以上連続して使用することができるものであること。	(i) 非常用電池は、黄色若しくは橙色で色分け又はマーキングされた一次電池であり、かつ、未使用を明示するために再貼付できないシールを貼付してあること。
	14 第39条第10号及び第40条第2号に掲げる要件	(ii) 日常用電池は、非常用の電池と明確に区別できるように 色分け又はマーキングされ ていること。
		(2) 使用者が電池を交換できない場合 装置本体に未使用であることを明示するために再貼付できないシールを貼付してあること
第41条	(固定式双方向無線電話装置) 固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(固定式双方向無線電話装置) 41-2.0(a) 39.0(a)(1)及び(3)は、固定式双方向無線電話装置について準用する。
Ø 2	1 水密であること。2 使用者と共に収容するため十分な大きさのキャビンに備え付けられていること。	(b) 第1号の水密の規定については。41.0(d)を準用する。 (c) 41.0(b)及び(c)、(e)は、それぞれ第3号により引用される第41条第1号及び第3号の規定の
	3 第39条第10号、第40条第2号並びに前条第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号及び第 12号に掲げる要件	適用について準用する。
第41条	(船舶航空機間双方向無線電話装置) 船舶航空機間双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
Ø 3	1 非常の際に船舶と航空機との間で有効かつ確実に通信を行うことができるものであること。 2 121.5メガヘルツ及び123.1メガヘルツを含む2以上の周波数において通信を行うことができるも	
	のであること。 (探照灯)	
第42条	探照灯は、水平方向における6度の範囲及び水平面の上下にそれぞれ3度の範囲において、2500カンデラ 以上の光を3時間以上連続して発することができるものでなければならない。	
第42条	(再帰反射材) 再帰反射材は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	(再帰反射材) 42-2.0(a) 再帰反射材の材料については、次に掲げるところによること。
Ø 2	1 光を光源方向に効果的に反射するものであること。 2 救命器具に容易に取り付けることができ、かつ、外れにくいものであること。	(1) 海水、油等により影響を受けないものであること。 (2) 救命器具に悪影響を与えないものであること。
	3 第8条第4号に掲げる要件	(b) 反射材は、可視光線を型式承認試験基準に掲げる反射強さで再帰性反射し得るものであること。
		(c) 反射材の取り付け方法については、救命器具等の材料に応じ、次のいずれかによること。なお、常時暴露部に積み付けられるものについては、耐航性の高い反射材(型式承認試験基準にお
		けるタイプⅡの反射材)を取り付けること。
		(1) 反射テープの裏面に接着層を設け、救命器具等に貼り付ける。 (2) 布等で裏打ちし、救命器具等の布面に縫い付ける。
第42条	(船上通信装置) 船上通信装置は、招集場所、乗艇場所、指令場所、中央制御場所(船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第	(船上通信装置) 42·3.0(a) 船上通信装置は、固定式、持運び式又はこれらを組み合わせたものもうちいずれであって
Ø3	11号) 第56条の中央制御場所をいう。以下同じ。) 等の相互間で通信することができるものでなければならない。	も差し支えない。 (b) 船上通信装置は、すべての場所相互間で同時に通信できるものでなくても差し支えない。
	2 前項の規定にかかわらず、第81条第2項の規定により備え付ける船上通信装置にあっては、同項に規定する 場所相互間以外の場所相互間で通信することができることを要しない。	(c) 「指令場所」とは、船橋及び船橋以外で退船等の指揮を行う場所をいう。 (d) 船上通信装置は、本条で明記された場所に加え、次の場所にも通信することが出来るもので
		あること。 (1) 無線室(指令場所から離れているものに限る。)

		(2) 火災探知装置又は自動スプリンクラ装置の表示盤又は消防設備の制御装置が集中配置されている場所
	(警報装置)	(警報装置)
第43条	警報装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 ベル、ブザーその他音響により船内のすべての場所で聞くことができるものであること。 2 第1種船又は第3種船に備え付けるものにあっては、停止又は船内通報を行うまで連続して警報を発するも	43.0(a) 「船内のすべての場所」とは、旅客船にあってはすべての居住区域、乗務員の通常の作業場所 および暴露甲板をいい、旅客船以外の船舶にあってはすべての居住区域及び乗組員の通常の作
	のであること。 3 第1種船、第2種船又は第3種船に備え付ける警報装置にあっては、警報及び船内通報を優先的に行うこと	(b) 第3号の「船内通報を優先的に行うことが出来るもの」とは、次に掲げる警報装置の別に応じ それぞれ次に掲げる要件に適合するものをいう。
	ができるものであり、かつ、管海官庁が適当と認める性能のものであること。	(1) 一般非常警報装置にあっては、公室のテレビ、カラオケ機器等の娯楽音響機器及び音楽、 案内等の一般の船内放送を遮断して一般非常警報を発することができること。ただし、テレ ビについては、内蔵スピーカーのみを使用し、当該室血において一般非常警報が支障なく聞 こえる場合には除外して差し支えない。
		(2) 拡声器による警報装置(第3種船に備え付けるものを除く。)にあっては、非常通報を行う場所以外の場所からの一般の船内通報を遮断し、かつ、非常通報中は他の場所からの船内通報を行うことができないような措置が講じられていること。
		(c) 一般非常警報装置(国際航海に従事する船舶に備え付けるものに限る。)についての第3号の「管海官庁が適当と認める性能」とは、次に掲げる性能をいう。 (1) 船員室及び旅客室の就寝場所並びに浴室における音圧は、75dB以上であり、かつ、周囲
		の騒音レベルより 10dB 以上高いこと。 (2) 上記の場所以外の場所においての音源から最も離れた位置における音圧は、80dB(A)以上
		であり、かつ、穏やかな天候状態における周囲の騒音レベルより 10dB(A)以上高いこと。 (3) 上記(1)及び(2)の音圧は、基本周波数の 1/3 オクターブバンドにより測定すること。この
		場合において、当該 1/3 オクターブバンドは、200Hz から 2500Hz までの範囲に中心周波数 を有するものであること(ベルを除く。) (d) 拡声器による警報装置についての第 3 号の「管海官庁が適当と認める性能」とは、次に掲げる
		性能をいう。 (1) 操作盤は、非常通報中であることを表示できるものであること。
		(2) 非常の際の船内通報の音圧は、次の(i)に掲げる位置で測定した場合に、次の(ii)及び(iii) の要件に適合するものであること。
		(i) 計測場所は、居室にあっては就寝場所、その他の場所にあっては音源から最も離れた 位置とする。 (ii) 船内の上記計測場所においては、75dB(A)以上であり、かつ、当該計測場所における会
		(11) 船内の上記計測場所においては、75dB(A)以上であり、かつ、当該計測場所における会 話妨害レベルより 20dB(A)以上高いこと。 (iii) 船外の上記計測場所においては、80dB(A)以上であり、かつ、当該計測場所における会
		話妨害レベルより 15dB(A)以上高いこと。 (3) 各拡声器は、短絡の際に他の拡声器及び回路に影響を及ぼさないよう個別に保護されたも
	hte o hte Nt. L. N. 177 hts	のであること。 (4) 反響、ハウリング等が起こらないものであること。
	第3節 進水装置等 第1款 進水装置	第3節 進水装置等 第1款 進水装置 (A) 「管海官庁の指示する角度」については、次に掲げるところによること。
第44条	(救命艇揚卸装置) 自由降下式救命艇以外の救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければな らない。	(1) 船舶の低くなる舷の角度については、9.2(a)を準用する。
	りない。 1 ダビット、つり索、滑車及びその他の装置により構成されていること。 2 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横	(救命艇揚卸装置) 44.1(a) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
	傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、人員及び艤装品を満載した救命艇の振出し及び降下(振出位置でのみ乗り込む救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置にあっては、進水要員のみを配置した救命艇の振出し並びに人員及び騰港日本港載した救命艇の際下)な安全なる沿海に行えるよのであること	(1) 救命艇揚卸装置は、救命艇に進水要員のみを搭載し、かつ、艤装品を満載した場合においても、本号の規定に適合するものであること。
	び艤装品を満載した救命艇の降下)を安全かつ迅速に行えるものであること。 3 船舶の前進速力が5ノットの場合にも救命艇を進水させることができるものであること(総トン数2万トン 以上の第3種船に備え付けるものに限る。)。	(2) ダビット及びウィンチの構造部材の強度は、最大荷重を負荷しとき、その使用材料の極限 強さに対する安全係数が 4.5 以上であること。 (3) スリングチェーン、リンク、滑車等の強度は、最大荷重を負荷しとき、その使用材料の極
	4 重力又は船舶の動力源とは独立した機械力により作動するものであること。 5 救命艇の内部において1人で進水のための操作ができるものであること。	限強さに対する安全係数が 6 以上であること。 (4) つり索の強度は、最大荷重を負荷したとき、その切断荷重に対する安全係数が 6 以上であ
	6 甲板上において1人で進水及び揚収のための操作ができるものであること。 7 できる限り着氷状態でも作動するものであること。	ること。 (5) 強度計算は、次に掲げるところによること。

- 8 人員の救命艇への迅速な乗込みを妨げないものであること。
- 9 つり索は、非自転性の耐食鋼製ロープであること。
- 10 救命艇を船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗り込むことができるようにこれを保持するための装置が取り付けられていること(振出位置で乗り込む救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置に限る。)。
- 11 2 筋以上の救命索を有するダビット・スパンが取り付けられていること(部分閉囲型救命艇を取り付ける 救命艇揚卸装置に限る。)。
- 12 つり索及び救命索は、船舶の最小航海喫水におけるいずれの側への20度の横傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも水面に達するため十分な長さのものであること。
- 13 救命艇の揚収のため動力機械装置及び効果的な手動装置が取り付けられていること。
- 14 複式ドラムのウインチが取り付けられる場合には、当該ウインチは、それぞれのつり索が同じ速さで繰り出され、かつ、巻き取られるものであること。
- 15 ダビットが動力によるつり索の作用により揚収される場合には、つり索又はダビットの過応力を避けるため、ダビットが停止位置に達する前に自動的に動力を止める安全装置が取り付けられていること。
- 16 人員及び艤装品を満載した救命艇を、つり下げた状態で任意の位置に停止させ、かつ、保持することができる制動装置が取り付けられていること。
- 2 自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 1 進水ランプ及び補助揚卸装置により構成されていること。
- 2 進水ランプは、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の 横傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、最大進水高さから人員及び艤装品を満載した救命艇並びに管海官庁 が指示する搭載状態の救命艇を安全かつ迅速に水上におろすことができるものであること。
- ロ 進水の際に火災の危険のある火花を発生しないものであること。
- ハ 救命艇の不時の離脱を防止するための措置が講じられていること。
- ニ 前項第4号及び第5号に掲げる要件
- 3 補助揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 船舶のいずれの側への5度の横傾斜及び2度の縦傾斜の場合にも、救命艇を人員及び艤装品を満載して安全に水上におろすことができるものであること。
- ロ 救命艇をおろすための動力を船舶の電源から給電する場合には、当該動力は船舶の常用の電源のほか予備 の独立の電源からも給電することができるものであること。
- ハ つり索に張力がかかっていない状態において救命艇を離脱させることができる離脱装置が取り付けられていること。
- ニ 救命艇の揚収のため動力機械装置が取り付けられていること。
- ホ 前項第1号、第6号、第9号及び第14号から第16号までに掲げる要件
- 4 前項第3号、第7号及び第8号に掲げる要件

- (i) 人員により負荷される力は、1人につき 810N とする。
- (ii) 艇の重心は、特殊な場合を除いて、艇の中央とする。
- (iii) 摩擦損失は、シーブごとに 5%及びローラは 7%とする。ただし、ボール・ベアリング 又はローラ・ベアリングを用いたものにあってはそれぞれ 2%又は 3%とする。
- (6) ダビット及び滑車の主要部分には、JIS 規格に適合する鋼材又は化学成分及び機械的性質がこれと同等以上の材料を用いるものとし、鋳鉄のような脆性材料が使用されていないこと
- (7) ダビットの回転部には、非鉄金属ブッシュを嵌入するか、又はボール・ベアリング若しくはローラ・ベアリングが挿入されており、かつ、潤滑の措置が講じられていること。
- (8) ダビット及びその附属品(ウィンチのブレーキを除く。)は、最大荷重の 2.2 倍の荷重試験 に耐えられること。
- (9) ウィンチのブレーキは、次の試験に耐えられること。
- (i) 最大荷重の 1.5 倍の荷重試験
- (ii) 最大荷重の 1.5 倍の荷重における作動試験
- (10) 人員及び艤装品を満載した救命艇の降下速度が、次式を満足すること。

$S_1 \ge 0.4 + 0.02 H$

- S_1 :降下速度(m/s)
- H:最小航海喫水における水線面からダビッド・ヘッドまでの高さ(m)
- (11) 艤装品のみを満載した救命艇の降下速度が、次式を満足すること。

 $S_2 \ge 0.7 \times S_1$

 S_2 :降下速度(m/s)

- $S_1:(10)$ により要求される降下速度(m/s)
- (b) 第6号の「操作」は、救命艇を視認できる位置で行うことができること。
- (c) 第11号の「救命索」は、ダビット頂部から30cm離して取り付けられていること。
- (d) 第12号の「つり索」は、水面に達する長さにドラム3巻以上の長さを加えたものであること。
- (e) 第 12 号の「最小航海喫水」とは、次に掲げる積載状態における船舶の喫水状態をいう。以下同じ。
- (1) 貨物船にあっては、貨物を積載せず、かつ、飲料及び燃料油 が 10 パーセント残っている状態
- (2) 旅客船にあっては、最大搭載人員及びその手荷物を搭載し、かつ、食料及び燃料油が 10 パーセント残っている状態
- (f) 第 13 号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
- (1) 動力機械装置及び手動装置は、それぞれ救命艇を揚収する能力を有するものであること。
- (i) 動力機械装置 人員2人及び艤装品を積載した救命艇
- (ii) 手動装置 艤装品を積載した救命艇
- (2) 手動装置のハンドルは、救命艇の降下又は動力による揚収の際に回転しないものであること。
- (3) 手動装置のハンドルにかかる力は、操作員1人当たり150N以下であること。
- (g) モーターが過応力防止機構を有する場合は、第 15 号の規定に適合しているものと認めて差し支えない。
- (h) 第 16 号の「制御装置」は、操作をしていない場合には、いかなる位置においても救命艇の降下を完全に停止し、かつ、保持出来るものであること。
- 44.2(a) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
 - (1) 9.2(a)(2)は、イの「十度の縦傾斜」について準用する。
 - (2) 9.2(a)(3)は、イの「管海官庁が指示する搭載状態」について準用する。
 - (3) ハの「措置」について、当該措置として救命艇の内部から解除することが出来ない固定装置を設ける場合には、当該装置は、あらかじめこれを解除しない限り救命艇に乗込むことができないようなものであること。

(救命いかだ進水装置)

- 45.0(a) 44.1 は、救命いかだ進水装置について準用する。
 - (b) 救命いかだの振り出しは、手動によることとして差し支えない。この場合において、ハンドルにかかる力は、操作員1人当たり150N以下であること。
 - (c) 進水装置用膨脹式救命いかだの進水のために使用する救命いかだ進水装置であって訓練に使用しないものにあっては、第6号の手動装置を省略して差し支えない。
 - (d) 第8号の規定の適用については、次に掲げるところによること。

第45条 救命いかだ進っ

(救命いかだ進水装置)

救命いかだ進水装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 1 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、救命いかだを人員及び艤装品を満載して安全かつ迅速に水上におろすことができるものであること。
- 2 救命いかだの内部及び甲板上において1人で進水のための操作ができるものであること。
- 3 救命いかだを船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗り込むことができるようにこれを保持するための装置

	が備え付けられていること。 4 人員の救命いかだへの迅速な乗込みを妨げないものであること。	(1) 「離脱装置」の力のかかる部分には、その使用材料の極限強さに対する安全係数を 6 以上とし、鋳鉄のような脆性材料が使用されていないこと。
	5 人員及び艤装品を満載した救命いかだをつり下げた状態で任意の位置に停止させ、かつ、保持することができる制動装置が取り付けられていること。	(2) ハの規定の適用については、次に掲げるところによること。 (i) 負荷離脱のための操作部分は、自動離脱機能を作動させ る操作部分と混同しない
	6 救命いかだを揚収するための効果的な手動装置が取り付けられていること。 7 つり索は、船舶の最小航海喫水におけるいずれの側への20度の横傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも水面	よう明確に識別できるものであること。 (ii) 負荷離脱のために、2以上の操作を必要とするものであること。
	に達するため十分な長さのものであること。	(iii) フックに 150kg の荷重がかかっている状態において、負荷離脱のための操作に 600 ニ
	8 つり索の下部に次に掲げる要件に適合する離脱装置が備え付けられていること。 イ 救命いかだの進水後、当該救命いかだ内において離脱させることができること。	ュートン以上 700 ニュートン以下の力を必要とするものであること。 (iv) 甲板上において、離脱装置が完全に作用していることが明確に識別できるものである
	ロ 荷重のかかつている状態においても作動できること。 ハ 荷重のかかつている状態における不時の作動を防止するための措置が講じられていること。	こと。
	9 前条第1項第1号、第4号、第7号及び第9号に掲げる要件	
第46条	(救命浮器進水装置) 救命浮器進水装置は、救命浮器を人力で持ち上げることなく積付場所から容易かつ迅速に進水させることがで	
	きるものでなければならない。	
total a da	(救助艇揚卸装置)	(救助艇揚卸装置)
第46条	一般救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	46-2.1(a)
の2	1 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横 傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、人員及び艤装品を満載した救助艇の振出し及び降下(振出位置でのみ乗	(b) 第4号の規定の適用については、担架の搬入時における滑車、フック等による危険を防止するため、救助艇とつり索のフックをストラップ等により連結すること。
	り込む救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置にあっては、進水要員のみを配置した救助艇の振出し並びに人員及	(c) 第6号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
	び艤装品を満載した救助艇の降下)を安全かつ迅速に行えるものであること。	(1) 「五分以内」とは、水面にある救助艇を乗艇者が甲板に移乗することが出来る位置まで引き
	2 船舶の前進速力が5ノットの場合にも救助艇を進水させることができるものであること。	上げるために要する時間が五分以内であることをいい、この時間には、救助艇揚卸装置のつ
	3 救助艇の内部において1人で進水のための操作ができるものであること。	り索を救助艇に連結する時間、もやい綱を連結するための時間等揚収準備に要する時間を含
	4 救助艇への安全かつ迅速な人員の乗込み及び担架の搬入を妨げないものであること。	むものとする。ただし、進水装置のつり索を水面まで降下させる時間は含まない。
	5 救助艇を船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗り込むことができるようにこれを保持するための装置が取り、 1871年	(2) 揚収速度は、少なくとも 0.3m/s であること。
	り付けられていること(振出位置で乗り込む救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置に限る。)。	46-2.2(a) 本稿において第 46 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を適用する場合における 44.1(a)(10)の準用
	6 人員及び艤装品を満載した救助艇を5分以内に揚収することができる動力機械装置が取り付けられているこ	については、同規定中の計算式を次式に置き換えるものとする。 $\mathbf{S}_1 {\ge 0.4}{+0.02}\mathbf{H}$ 、ただし、 $\mathbf{S}_1 {\le 1.0}$
	った。 7 救助艇を揚収するための効果的な手動装置が取り付けられていること。	S1 : 降下速度
	8 人員及び艤装品を満載した救助艇を、つり下げた状態で任意の位置に停止させ、かつ、保持することができ	H:最小航海喫水における水線面からダビッド・ヘッドまで の高さ(m)
	る制動装置が取り付けられていること。	(b) 本項における第 46 条の 2 第 1 項第 6 号の規定の適用については、46-2.1(c)によるほか、6
	9 第44条第1項第1号、第4号、第6号、第7号、第9号、第14号及び第15号並びに第45条第7号に	名の人員及び艤装品を満載した高速救助艇の揚収速度が少なくとも 0.8m/s であること。
	掲げる要件	(c) 第3号の「過応力」とは、作動荷重の 1.5 倍を超える荷重をいう。
	2 高速救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するもので	
	なければならない。 1 進水及び揚収の際の衝撃及び振動を軽減することができる装置が取り付けられていること。	
	2 つり索を自動的に高速で巻き取ることができること。	
	3 前項第8号の制動装置は、つり索の過応力を避けるための措置が講じられたものであること。	
	(救命いかだ支援艇進水装置)	(救命いかだ支援艇進水装置)
第46条	救命いかだ支援艇進水装置(膨脹式の救命いかだ支援艇を進水させるものを除く。)は、次に掲げる要件に適	46-3.0(a) 44.1(a)(2)から(6)まで、(c)及び(d)は、救命いかだ支援艇進水装置について準用する。
Ø 3	合するものでなければならない。	(b) 第46条の3第1項第5号の「管海官庁が適当と認める離脱装置」とは、第8条第34号に掲
	1 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横	げる要件に適合するものをいう。
	傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、救命いかだ支援艇を人員及び艤装品を満載して安全かつ迅速に水上にお スポニトができるよのでなること	
	ろすことができるものであること。 2 人力のみにより容易に操作することができること。	
	2 八力のみにより谷勿に操作することができること。 3 救命いかだ支援艇を船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗り込むことができるようにこれを保持するため	
	の装置が取り付けられていること。	
	4 2筋以上の救命索を有するダビット・スパンが取り付けられていること。	
	5 つり索の下部に同時に作動する適当な離脱装置が備え付けられていること(救命いかだ支援艇に管海官庁が	
	適当と認める離脱装置が備え付けられている場合を除く。)。	
	6 第44条第1項第1号及び第12号に掲げる要件	
	2 膨脹式の救命いかだ支援艇を進水させる救命いかだ支援艇進水装置は、前項第1号から第3号まで並びに第4 5条第5号及び第7号から第9号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、同	
	3余弟3万及び弟7万から弟9万までに掲りる要件に適合するものでなければならない。この場合において、同 条第5号及び第9号中「救命いかだ」とあるのは「救命いかだ支援艇」と読み替えるものとする。	
	第2款 乗込装置	第 2 款 乗込装置
	211 = 19 1 - 2121-200 PM	7B = w + 7BC-94F

第47条

(乗込用はしご)

乗込用はしごは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 1 水上にある救命艇、救命いかだ又は救助艇に安全に乗り込むことができるものであること。
- 2 船舶の最小航海喫水におけるいずれの側への20度の横傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも水面に達するため十分な長さのものであること。
- 3 踏段及びサイドロープは、滑りにくいものであること。
- 4 踏段は、安全上十分な大きさを有するものであり、かつ、適当な間隔で水平に取り付けられていること。

第47条 の2

(降下式乗込装置)

降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 1 船舶のいずれの側への20度(油タンカー等に備え付けるものにあっては、管海官庁が指示する角度)の横 傾斜及び10度の縦傾斜の場合にも、水上にある救命艇、救命いかだ又は救助艇に安全かつ迅速に乗り込むこ とができるものであること。
- 2 船舶が最小航海喫水においていずれの側に20度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。
- 3 乗込位置で1人で展張できるものであること。
- 4 荒天状態においても使用できるものであること。
- 5 十分な強度を有するものであること。
- 6 海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器に格納したものであること
- 7 プラットフォームを有するものにあっては、当該プラットフォームは、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 想定される荷重を水上に支えることができる浮力を有すること。
- ロ 当該降下式乗込装置により救命艇又は救命いかだに乗り込む人員の数に応じて、十分な面積を有するものであること。
- ハ 同時に2以上の救命いかだを連結することができること。
- ニ 救命いかだの内部又はプラットフォームにおいて1人で救命いかだを離脱させることができること。
- ホ 海上において安定性を有すること。
- へ 1個の気室が破損した場合においてもイからホまでに掲げる要件に適合するようチューブが気室に区画されていること (膨脹式のプラットフォームに限る。)。
- ト プラットフォームの位置を調整し、かつ、固定するための索その他の装置が取り付けられていること。 チ 第8条第40号に掲げる要件
- 8 プラットフォームを有しないものにあっては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。
- 9 第8条第1号及び第44条第1項第7号に掲げる要件

(乗込用はしご)

- 47.0(a) 踏段の材料については、次に掲げるところによること。
 - (1) 硬質木材又は同等以上の性質を有するものであること。
 - (2) 木材にあっては、有害な節がないこと。
 - (b) サイドロープは、円周 65mm 以上の 2 本の裸のマニラ・ロープ又は同等以上の性質を有するもので作られていること。
 - (c) 乗込用はしごは、次に掲げるところにより工作されていること。
 - (1) 踏段は、凹凸なく仕上られていること。
 - (2) サイドロープには、つなぎ合わせが施されていないこと。
 - (d) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
 - (1) 「踏段」は、長さ 48mm 以上、幅 11.5mm 以上及び厚さ 2.5cm 以上(滑止め部分を除く。) であること。
 - (2) 「踏み段」は、30cm 以上 38cm 以下の等間隔で水平に取り付けられていること。

(降下式乗込装置)

- 47-2.0(a) 材料は、十分な耐摩耗性、耐柔性、耐候性を有すること。
 - (b) 第1号の「安全かつ迅速に乗込むことができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。
 - (1) 投下操作開始後3分以内に使用可能な状態になるものであること。
 - (2) 表 47-2.0 〈1〉の構成の人員が、次に掲げる降下式乗込装置を備え付ける船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる式により算出した時間内に救命いかだへの乗込みを完了するものであること。
 - (i) 第1種船又は第2種船

 $t = (30 - t_0)/(N/50)$

t:時間(分)

to: 降下式乗込装置の準備に要する時間

N:降下式乗込装置の定員

(ii) 第3種船

 $t=(10-t_0)/(N/50)$

to: 降下式乗込装置の準備に要する時間

t : 時間(分)

N:降下式乗込装置の定員

表 47-2.0〈1〉

22 11 2.0 (1)				
年齢	13 歳未満	13 歳以上 60 歳未満	60 歳以上	計
男	3	30	2	35
女	2	12	1	15
計	5	42	3	50
0	. / ^			

- (3) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路)から救命いかだに容易に移乗できる構造であること。
- (4) 降下路が傾斜滑り台である場合にあっては、水平面に対する当該滑り台の傾斜角は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (i) 船舶が最小航海喫水において直立している状態において、30°から35°までの範囲内にあること。
- (ii) 第 1 種船にあっては、(i)に掲げるところによるほか、船舶区画規程第 2 編第 3 章の 規定による浸水後の最終平衡状態において 55°以下であること。
- (5) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路に連結された 救命いかだ)が照明できること。
- (c) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。
- (1) 船上における準備作業を1人で3分以内に行えるものである場合には、乗込み位置以外の位置において展張するものとして 差し支えない。
- (2) 1人で展張するために必要な人力は、300N以下であること。
- (d) 第4号の「荒天状態においても使用できるもの」とは、ビューフォート階級6の風浪中において使用できるものをいう。
- (e) 第5号の「十分な強度」とは、最大荷重を負荷しとき、その使用材料の引っ張り強さに対する

安全係数が、気室を構成する部分にあっては 3、その他の主要構造部材にあっては 6 以上である強度をいう。 (f) 第7号の規定の適用については、次の(2)により算出されるプラットフォームの床面積を 0.25で除した数に等しい数の人員に 0.75kg を乗じた質量を支えることができる浮力を有すること。この場合において、膨脹式のプラットフォームにあっては、主気室(スオート及び床の膨脹部材を含む。)の容積(m³)は、当該人数に 0.096 を乗じた数以上であること。 (2) ロの「十分な面積」とは、降下式乗込装置の定員の 20 パーセントに等しい数を 4 で除した面積(平方メートル)をいう。ただし、ビューフォート階級 6 の海象条件下における退船試験等の適当な効力試験により性能が確認された場合にあっては、適当に斟酌して差し支えない。 (3) 船側との衝突等による損傷を受けないようチューブが保護されているものにあっては、への規定の適用について適当に斟酌して差し支えない。
(g) 略 (h) 略 (1) イの規定の適用については、、次の(2)により算出されるプラットフォームの床面積を 0.25 で除した数に等しい数の人員に 82.5kg を乗じた質量を支えることができる浮力を有すること。この場合において、膨脹式のプラットフォームにあっては、主気室 (スオート及び床の膨脹部材を含む。。) の容積(m3)は、当該人数に 0.096 を乗じた数以上であること。 (2) (3) 略